

「産業・環境の未来都市」の実現に向けて (産業・環境 分野) 事業評価一覧 (平成30年度に実施した事業)

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
産業振興機能強化事業	V-16	地域特性を生かした産業集積の促進		持続可能な産業基盤の構築を図る	市内に主たる事務所を有する事業者等	・産業振興ビジョン推進に係る施策事業の検討 ・産業界との意見交換	計画どおり	95	H24		<p>①【産業界における課題やニーズの収集の実施・情報分野への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、改定した「うつのみや産業振興ビジョン」の初年度であり、新たなビジョンの実現を図るため、「うつのみや産業振興協議会」において、産業界の喫緊の課題や行政へのニーズについて収集した。 ・技術革新が進む「情報分野」について、状況把握や取組をしている委員が不足していることから、委員の増員を検討する必要がある。 <p>②【産業界における新たな課題・ニーズの把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、収集したニーズを施策事業に反映するとともに、本市産業を取り巻く環境の変化などを速やかに把握できるよう、「うつのみや産業振興協議会」を開催するとともに、「情報分野」の課題・ニーズを把握するため、委員の増員に取り組む。 	
企業立地・企業定着促進拡大再投資補助金	V-16	地域特性を生かした産業集積の促進	戦略事業	新規企業の誘致や工場等の移設、市内既存企業の事業拡大を促進	新規立地、施設設備等の新増設をした企業	企業投資額の一部を補助	計画どおり	550,308	H18		<p>①【補助金交付件数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気拡大を背景に、情報発信に努めてきたことなどにより、補助金交付件数が増加した。 <p>②【企業の実態に即した補助金の交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の実績のほか、事前届出件数も堅調であることから、新たな企業の誘致及び工場等の移設、既存企業の維持・発展を促進するため、引き続き、市内工業団地内の低未利用地等の情報収集に努め、企業立地及び既存企業の定着促進に向けた拡大再投資への支援を行う。 	
企業誘致推進事業費	V-16	地域特性を生かした産業集積の促進	戦略事業	新規企業の誘致や工場等の移設、市内既存企業の事業拡大を促進	企業	企業誘致の推進に関する情報収集及び誘致活動	計画どおり	993	H19		<p>①【企業訪問等による誘致推進及び定着促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問等を積極的にを行い、企業ニーズを的確に把握するとともに、ニーズに応じた情報提供を着実に行うことで、補助金等の相談につながっている。 ・企業からの情報収集を行う中で、用地需要等を把握し、市内不動産業者や低未利用地へのマッチングを行うことで、新規立地や事業拡大につながった一方で、本市の産業団地が完売し、産業用地が不足していることから、新たな産業用地の確保について検討していく必要がある。 <p>②【更なる誘致推進及び定着促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規企業の誘致の推進及び市内既存企業の事業拡大を促進するため、引き続き、企業誘致に係る情報収集及び勧誘活動を行う。 ・転出超過が続く若年女性の受け皿となるオフィス系企業の誘致を進める必要があることから、市内だけでなく、市外の企業への訪問等を強化する。 ・企業からの用地需要に対応し、更なる誘致推進及び定着促進につなげるため、新たな産業団地の開発を検討する。 	

本社機能・オフィス企業立地支援補助金	V-16	地域特性を生かした産業集積の促進	好循環戦略事業	・企業の本社機能の本市への移転及び拡充の促進 ・女性雇用の受け皿となるオフィス企業の立地の促進	・とちぎ本社機能立地促進プロジェクトに基づき、栃木県から計画の認定を受けた企業 ・市内にオフィスを新増設する企業	・認定された計画に従って、整備した本社機能の改修費、賃借料、新規雇用等に対して補助 ・法人市民税、固定資産税及び事業所税について3年間減税 ・新増設したオフィスの改修費、賃借料、新規雇用等に対して補助	計画どおり	411	H29	<p>①【支援制度の活用による本社機能・オフィス企業の立地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社機能関係については、支援制度の拡充に伴い、栃木県から計画の認定を受けた企業が着実に増加しているため、本市への本社機能移転・拡充が堅調に進んでいる状況にある。 オフィスについては、50件程度の問い合わせを受けているものの、立地を希望した企業の対象者要件が合わず、対象外となった事例があったことから、オフィス企業の立地動向に即して、制度を見直す必要がある。 <p>②【支援制度の更なる活用による立地促進に向けた制度見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、本市への本社機能の移転・拡充及びオフィス企業の立地を促進するため、改修費や賃借料、新規雇用等に対して支援していくとともに、法人市民税、固定資産税及び事業所税の軽減に関する支援を行う。 本社機能及びオフィス企業の立地促進に向け、オフィス企業の立地動向に即した制度の見直しを行う。 	改善
ビジネス交流会事業	V-16	1地域特性を生かした産業集積の促進		東京圏からの本社機能移転等のオフィス進出、既存立地企業の拡大再投資、本市地域資源を活用した企業の事業参画の促進	東京圏等の企業	市長によるトップセールスを行う企業立地セミナーの実施	計画どおり	7,011	H29	<p>①【東京圏等の企業をターゲットとした市長による本市の魅力PR】</p> <p>企業立地セミナーに予定を超える数の企業が参加したところであり、幅広く本市の魅力PRにつながった。また、これを受け、本市への立地に意欲的な複数の企業から相談を受けた。</p> <p>②【継続したトップセールスの実施】</p> <p>本市に新たに立地をする企業や、東京圏に本社がある既存立地企業の本社機能や生産設備の拡大を図る企業、営業所・事務所・管理業務部門の進出を検討する企業の事業参画を促進するため、引き続き、市長によるトップセールスとして企業立地セミナーを実施する。</p>	
次世代産業イノベーション推進事業	V-16	新規開業・新産業創出の促進		イノベーション創出の推進	市内に主たる事務所を有する事業者等	交付金の交付による、市内企業のイノベーション創出に対する支援	計画どおり	1,731	H25	<p>①【新事業・成長分野の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の技術革新の進展や企業の課題などを踏まえ実施した、「農工連携」や「ドローン」、「人材育成」をテーマとしたセミナーについて、多くの企業や個人が参加し興味・関心が高いことが確認できた。また、異業種交流会やコーディネータの積極的な活用により、企業間の連携事例が創出されるなど事業の目的を一定程度達成できた。 一方で、産業や企業ニーズの変化などを反映し、より実効性のある事業内容や組織体制を検討する必要がある。 <p>②【より実効性のある取り組みに向けた事業等の実施】</p> <p>イノベーション推進会議の組織体制の見直しに加え、これまでの取組や企業等のニーズなどを踏まえ、様々な分野の企業が集い有機的な連携を目指す「異業種交流会」などの取組を充実する。</p>	
地域産業活性化支援事業 (高度技術産学連携地域対象事業補助金)	V-16	新規開業・新産業創出の促進		先端技術産業等の立地や集積、技術高度化の促進	市内に主たる事務所を有する事業者等	事業費の一部負担による、技術高度化の推進	計画どおり	324	H18	<p>①【補助制度の市内企業の利用】</p> <p>「栃木県産業振興センター」が実施する当該補助金制度へ、製品・技術開発意欲が高い市内企業の応募を促した結果、全採択件数の内、半数以上が市内企業であった。</p> <p>②【補助事業への市内企業採択件数の更なる増加】</p> <p>対象分野における市内企業の成長を支援するため、メルマガ等の発信により、引続き補助制度の利用を促進し、採択件数の増加を図る。</p>	

地域産業活性化支援事業 (新産業創出支援事業補助金)	V-16	新規開業・新産業創出の促進		中小企業等の新産業創出の促進	市内に主たる事務所を有する事業者等	新産業分野における研究開発等に係る経費の一部を補助	計画どおり	6,183	H24		<p>①【支援対象の拡充による採択産業分野の拡大】 「新産業創出支援補助金」の対象分野に農業分野を加え、また生産性向上を図るためソフトウェアの開発費を支援対象に追加するなどしたことにより、新たに農業分野の採択2件、医療分野からの採択1件と幅広い分野で補助金の利用が図られた。</p> <p>②【補助事業の更なる活用促進】 幅広く成長分野での新産業創出を支援していくため、より多くの企業に本補助金を活用してもらえるよう、県や大学など関係機関等と連携しながら周知、啓発を図っていく。</p>	
起業家支援事業	V-16	新規開業・新事業創出の促進		新事業創出の促進	起業家	インキュベーション施設(ベンチャーズ)の運営等(経営診断、入居企業間の交流促進、起業家の発掘等)	計画どおり	3,421	H15		<p>①【個別カウンセリング回数の増加による、起業家成長支援の強化】 ・入居企業個別カウンセリングの回数を増やし、支援の強化を行ったことで入居企業がビジネスプランコンテストで入賞するなど、入居企業の成長が見られた。 ・蓄積した起業家支援のノウハウを有効活用し、入居企業だけでなく市内起業家の成長を促進する必要がある。</p> <p>②【ベンチャーズのノウハウを活用した経営相談の実施】 今後はベンチャーズ入居企業のみならず、ベンチャーズClub会員や市の様々な創業支援事業で関わりを持った起業家についても、事業計画のブラッシュアップに向けたメンター支援事業を実施するなど、ベンチャーズのノウハウを活用し、市内の起業家の成長を促進させる。</p>	
起業家創出事業 (起業家支援ネットワーク会議)	V-16	新規開業・新事業創出の促進		創業支援の仕組みの構築を図る	起業に興味がある者及び起業予定者	創業支援事業計画に基づく各種事業の実施	計画どおり	629	H26		<p>①【創業機運醸成事業を新たに位置付け・より多くの起業希望者の発掘】 ・平成30年度は、国において「産業競争力強化法」が改正され、創業支援のみならず、創業無関心者に創業機運を醸成する「創業機運醸成事業」が新たに設けられたことから、本市の創業支援事業計画においても創業支援事業者が新たに実施する4事業を「創業機運醸成事業」として位置付け、拡充を図った。 ・各創業支援事業者によるセミナーや個別相談等の事業の実施により、支援メニューは充実しているが、事業への参加者が少ないことから、創業無関心者に起業への興味関心を醸成し、多くの起業希望者を発掘する必要がある。</p> <p>②【創業無関心者への起業喚起】 今後は、起業が身近であるという認識を深めてもらうため、起業に興味がある方々が気軽に集まることができる機会の創出や、人脈構築のための交流会などを実施し、起業無関心層への起業喚起を図る。</p>	
起業家創出事業 (UJターン補助金)	V-16	新規開業・新事業創出の促進	好循環P	本市における起業・創業の促進	Uターン、Jターン、Iターンにより市内に移住し、新たに起業しようとする方	法人設立費用、事業拠点費用、生活拠点費用の一部を補助	計画どおり	3,338	H20		<p>①【UJ起業家交流サロンの開催により、過年度採択者へのフォローアップを実施】 ・平成30年度は新規3件の事業者を採択した。また、初の取組である「UJ起業家交流サロン」を開催し、過年度採択者の近況を確認するとともに、現状の課題点を共有することで更なる成長に向けたフォローアップを行い、成長の促進を図った。 ・補助金の創設から10年が経過する中、国等の類似事業との差別化や人口減少など時代の変化に合った制度への見直しなどを検討する必要がある。</p> <p>②【UJターン起業促進補助金制度の抜本的な見直し】 国が始める「地方創生移住支援事業」などの実施内容や、これまでの実績や起業家ニーズを十分に踏まえ、「産業振興」や「移住・定住促進」の観点から、当該補助制度による支援内容の見直しを行う。</p>	改善

起業家創出事業 (起業家養成事業)	V-16	新規開業・新事業創出の 促進		起業家精神溢れる人 材の創出	大学生、専門学校 生、一般社会人 ※特に若年者	アントレプレナーシップ (起業家精神)を醸成す るための講座を実施	計 画 ど お り	2,268	H25		<p>①【若者の創業機運の高まり・多世代への創業機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、24名(大学生19名、社会人4名、高校生1名)が受講し、内大学生2名が起業準備を開始した。 ・多世代の更なる創業機運醸成を図るため、学生のほか、当該講座に参加する一般社会人の数も増加させる必要がある。 <p>②【多世代にわたる事業周知の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSなども含めた様々な広告媒体による事業の周知方法を検討するとともに、今後のライフプランを検討している女性や、定年退職後のシニアなどの対象者にも積極的な参加を呼び掛けていく。
ふるさと起業家支援事業	V-16	新規開業・新事業創出の 促進		起業家の成長を支援	創業後5年未満の起 業家等	ふるさと納税制度を活用 したクラウドファンディ ング型創業支援の実施	計 画 以 上	5,199	H30		<p>①【創業支援事業の充実・市外から寄附金調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、本市にて2事業者(目標寄附金額5,000千円)を採択し、2事業者が行う事業への寄附金の募集を幅広く募ったところ5,199千円の寄附を受け、目標額を達成した。また、内1事業者は、本市他課の事業と共同し、特徴的な取組としてメディア等で複数回取り上げられるなど、幅広く市民等に認知された。 ・寄附金額の大半が、市内寄附者だったことから、市外からの寄附者を増加させるため、市外への周知方法を検討する必要がある。 <p>②【市外への周知方法の検討・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、より多くの市外寄附者を増加させるため、メディア等の広報媒体を活用し、積極的な情報発信に取組む。
起業家支援事業 (ベンチャー企業等成長支援事業)	V-16	新規開業・新事業創出の 促進		起業家の成長を支援	宇都宮市内に事業 所を有し、概ね創業 後3年未満の中小企 業、個人事業者また は、宇都宮市内で 第2創業を予定して いる中小企業、個人 事業者	有望なベンチャー企業等 を選抜した企業に対し て成長支援プログラムを 実施	計 画 ど お り	2,987	H30		<p>①【ベンチャー企業等の更なる成長支援・採択者のアフターフォロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の応募数25件の内、特に有望で成長志向のあるベンチャー企業5者を採択し、約5か月間にわたって東京都内で成長支援プログラムを提供した結果、大手企業からの引き合いや市内企業との連携事業に発展した。 ・採択者のアフターフォローについて、地域の創業支援機関との連携をこれまで以上に密にする必要がある。 <p>②【地域一体となった創業支援体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、地域の創業支援機関の支援ノウハウを高めるため、全国で活躍している創業支援事業者による勉強会を開催し、経済界や先輩起業家等を「地域メンター」として養成するなど、創業支援体制を強化する。

労働相談事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実		個別労使紛争の早期かつ円満な解決	勤労者、事業主	社会保険労務士による労働相談(指導、助言)	計画どおり	480	S53		<p>①【労使紛争の早期解決支援】</p> <p>健全な労働環境の維持・向上を促進するため、勤労者・事業主を対象に労働諸問題に関する総合的相談を実施することで、個別労使紛争等の早期解決を図った。労働環境の維持・向上を促進するためには、継続して相談機会を提供するとともに、個別労使紛争等の早期解決に向けた効果的な取組が重要である。</p> <p>②【効果的な事業の実施】</p> <p>引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図る。</p>	
雇用確保のための普及・推進事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実		雇用確保・安定化の促進と、雇用・労働条件等の周知啓発	勤労者、求職者、市内事業者	事業者向け・勤労者向けガイドの作成及び各事業所への配布等による、雇用に関する各種助成制度等の周知及び雇用への誘引	計画どおり	549	H12		<p>①【啓発冊子による普及啓発の実施】</p> <p>市内事業所における雇用の促進と労働環境の向上を図るため、国・市などの助成制度や労働関係諸法令(雇用・労働条件等)等を掲載した事業者向け・勤労者向けガイドを作成・配布することで、市内事業者や勤労者等への雇用・労働条件等の周知啓発を着実に実施した。一方、雇用促進と労働環境の向上のためには、より多くの事業者・勤労者等へ情報発信できるように効果的な周知方法を検討する必要がある。</p> <p>②【効果的な情報発信】</p> <p>より多くの事業者・勤労者等へ情報発信するため、市ホームページ掲載の電子版を案内する「ガイドブック周知チラシ」の配布や、関係機関のメールマガジンや新聞広告等を通じた周知強化に取り組む。</p>	
中小企業退職金共済制度加入促進補助金	V-16	3 就労・雇用対策の充実		中小企業退職金共済制度への加入を促進	市内中小事業者	中小企業退職金共済事業本部と新規に退職金共済契約を締結した、市内中小事業者に対して共済掛金の一部を補助	計画どおり	2,138	S46		<p>①【中小企業退職金共済制度への加入促進】</p> <p>従業員の福祉向上や雇用の安定にもつながる、中小企業退職金共済制度の共済掛金の一部補助を実施し、市内中小企業等の同制度への加入を促進した。今後は、同制度及び本市の補助制度をより多くの中小企業事業主に認識してもらう必要がある。</p> <p>②【中小・零細事業所における退職金制度の導入促進】</p> <p>広く共済制度及び本市の補助制度を認識してもらえるよう、チラシや広報紙により周知啓発を行い、市内中小企業等における退職金共済制度の導入促進に取り組む。</p>	
永年勤続表彰事業補助金	V-16	3 就労・雇用対策の充実		雇用確保・安定化の促進	一般社団法人宇都宮労働基準協会	永年勤続従業員表彰事業の費用の一部を補助	計画どおり	150	S45		<p>①【永年勤続従業員表彰事業の支援】</p> <p>従業員の職場定着促進、職場環境の向上を図るため、永年勤続従業員の表彰事業への助成を実施し、他の従業員の意識醸成等を推進した。一方で、表彰対象者が一部企業の従業員に限られていることなどから本事業に対する市の協力の在り方の検討が必要である。</p> <p>②【補助金廃止後の表彰への関わり方の検討】</p> <p>補助対象団体の自主的な活動として、事業を実施することが可能となったことから、補助金は令和元年度をもって廃止することとし、今後は、当該事業への協力方法等について検討を行う。</p>	縮小

宇都宮市勤労者健全育成事業補助金	V-16	3 就労・雇用対策の充実		市内勤労者の健全な育成	中小企業または労働組合で組織される団体	勤労者の健全な育成に必要な事業費の一部を補助	計画どおり	290	H28		<p>①【市内勤労者の健全育成支援】 市内勤労者の健全な育成を図るため、宇都宮地区労働組合会議と連合栃木宇河地域協議会が実施する相談や検診事業等の事業費補助を実施することで、健全育成や福利厚生への向上に寄与した。今後は市内関係団体等に当補助制度を認識してもらう必要がある。</p> <p>②【制度の周知徹底】 市内関係団体等に当補助制度を認識してもらうため、関係機関と連携し、対象となる団体等へ広く周知を行い、活用促進を図る。</p>
就業支援事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実	好循環P	求職者の就・再就職を支援	・市内に在住または在勤の求職者 ・ハローワーク宇都宮管内の求職者	・就・再就職に係る講座、就職相談 ・求人企業による合同説明会・面接会等	計画どおり	68	・H18 ・H14		<p>①【就職セミナー・合同説明会の実施】 求職者や新卒者の円滑な就職を支援するため、各種セミナーや合同説明会等を開催することで早期就職に寄与した。一方で、雇用環境が改善する中においても就職が決まらない若年求職者が抱える課題への対応など、より求職者のニーズに即した事業を展開する必要がある。</p> <p>②【効果的な事業の実施】 就職相談において新たに相談者に対するアンケートを行うことで、日ごろから求職者のニーズの把握に努めるとともに、外部講師による専門的で実践的な講座を設定するなど、よりきめ細かな支援を行う。また、合同説明会などの開催にあたっては、国・県をはじめとした関連機関と情報交換を密にしながら連携して取り組む。</p>
共同職業訓練事業補助金	V-16	3 就労・雇用対策の充実		熟練技能者の養成と技能の向上	宇都宮共同高等産業技術学校運営会	事業費の一部を補助	計画どおり	1,095	S43		<p>①【補助制度の実施】 熟練技能者の養成と技能の向上を図るため、宇都宮共同高等産業技術学校運営会が実施する共同職業訓練事業に対する助成を実施することで、市内の熟練技能者の養成と技能の向上に寄与した。一方で、訓練生の減少に伴い、国・県補助金が減額傾向にあり、安定的な運営に向けた検討が必要である。</p> <p>②【継続的な支援の実施】 引き続き事業助成を実施するとともに、訓練生募集等に係る周知・広報への協力を行うなど、安定的な訓練校の運営を支援する。</p>
高等学校等と企業との人材情報交換会事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実		市内高校生等の地元(市内)就職・定着の促進	市内高校生とその保護者	高等学校等と企業が就職・採用活動やインターンシップの実施に係る情報交換を行う場を提供	計画どおり	242	H29		<p>①【市内企業と高校とのネットワーク構築支援】 市内高校生等の地元(市内)就職・定着及び市内企業における若い人材確保を支援するため、当該事業を実施し市内企業と高等学校等とのネットワーク構築を支援することで、市内企業における若い人材確保に寄与した。今後は、より多くの企業と学校がネットワークを構築できるよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>②【新規参加企業の確保】 より多くの企業が参加しやすくなるよう、新卒応援ハローワークと連携を強化し当該事業を広く周知することで新規参加企業の確保に努めるとともに、企業や高等学校等のニーズを踏まえながら、開催時期や実施方法を適宜見直すなど、より効果的に事業を実施していく。</p>

就職マッチング事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実	好循環P 戦略事業	女性再就職の促進と若年未就職者の就職促進及び非正規労働者の正規雇用化	正規雇用を目指す45歳未満の求職者 出産・育児等を理由に離職している女性の求職者	就職に必要なプログラム（研修、資格取得講座、職場体験、キャリアカウンセリング）を実施した上での就職斡旋	計画 どおり	7,020	H26	<p>①【若年・女性求職者への総合就職支援事業の実施】 若年・女性求職者の早期就職を促進するため、当事業を実施することで早期就職につながった。一方で、雇用環境が改善し、労働市場における求職者の年齢層などが変化している。新たな支援の対象者や内容の見直しが必要となっている。</p> <p>②【女性・高齢求職者への総合就業支援事業の実施】 雇用環境が改善する中、現在の若年未就職者に対しては、市キャリアコンサルタントによる支援や国・県と連携した、よりきめ細やかな伴走型支援を行う一方、昨今の就労ニーズが高まっている女性と高齢者に事業対象者を見直すとともに、就職希望の視野を広げるため、新たに多様な業種・職種を知る合同企業説明会を設けることで早期就職を支援するほか、就職後のカウンセリングにも取り組み、定着促進を図る。</p>	改善
UJIターン就職促進事業	V-16	3 就労・雇用対策の充実	好循環P	東京圏の若者等の市内へのUJIターン就職の促進	県外在住の大学生、若年求職者	UJIターン就職ガイドによる情報発信	計画 どおり	855	H28	<p>①【UJIターン就職促進】 東京圏等の若者の市内企業へのUJIターン就職を促進するため、UJIターン就職の意識醸成を目的としたガイドによる情報発信を実施することで、若者のUJIターン就職に寄与した。一方、現在の若者を取り巻く就職動向や雇用環境を踏まえ、より効果的な事業展開の検討が必要である。</p> <p>②【効果的な情報発信】 今後はより効果的な事業となるよう、引き続きガイド等による情報発信事業を行うとともに、大学進学前の高校生の段階で、市内企業等の魅力の理解促進を図る事業を実施する。</p>	改善
若者の雇用促進・定着のための事業者向けセミナー	V-16	3 就労・雇用対策の充実		若者の正規雇用の促進	市内事業者	若者の雇用促進・定着に向けた企業の取組や国等の助成金活用方法を紹介	計画 どおり	390	H28	<p>①【若者の雇用促進・定着に向けた支援】 若者の正規雇用を促進するため、若者の雇用促進・定着に向けた企業の取組や国等の助成金活用方法の紹介・解説のほか、「働き方改革」に係る事業所向けセミナーに取り組んだことにより、若者が継続して働き続けることができる職場環境の整備・改善の取組を促進した。今後は、市内企業の人材確保・定着により効果的なテーマの選定や実施方法の検討が求められる。</p> <p>②【雇用情勢を捉えた効果的な事業の実施】 より効果的な事業とするためには、雇用情勢を捉えた事業所の人材確保・定着に資するテーマの選定と、若者をはじめとした多様な人材の雇用促進に向けた内容の充実が重要であることから、入管法改正に伴う新たな外国人材の雇用に関するセミナーや、インターンシップ導入促進のための実践型セミナーなど、内容を拡充して実施していく。</p>	

就職困難者雇用奨励金	V-16	3 就労・雇用対策の充実		就職困難者等の雇用機会の創出	市内中小事業者	就職が困難な求職者を常用雇用した場合などに奨励金を交付	計画どおり	1,050	H24		<p>①【奨励制度による就職困難者支援】 障がい者や高齢者などの就職が困難な求職者の雇用機会を創出するため、雇用奨励金事業に取り組んだことにより当該就職困難者等の雇用機会の創出に寄与した。引き続き、当制度を広く事業者等に周知し、就職困難者等の雇用機会の創出に取り組む必要がある。</p> <p>②【奨励制度の周知強化】 就職困難者等の雇用機会の創出を促進するためには、当制度を広く事業所に認識してもらう必要があることから、引き続きハローワーク等の関係機関や社会保険労務士と連携を強化し、事業者への制度の周知を徹底する。</p>
UJIターン人材確保支援補助金	V-16	3 就労・雇用対策の充実	好循環P	県外大学生等の市内中小企業の魅力に対する理解促進とUJIターン就職の意識醸成	市内中小企業者	県外大学生等のインターンシップ受け入れに際し、中小企業が負担した大学生等の交通費・宿泊費を一部補助	計画どおり	150	H29		<p>①【インターンシップ受け入れ企業に対する補助支援】 市内中小企業における若い人材確保を支援するため、県外大学生等のインターンシップ受け入れ企業に対する補助事業に取り組んだことで、市内中小企業の魅力の理解促進や、UJIターン就職の意識醸成に寄与した。一方で、より多くのインターンシップを実現させるため、受け入れ企業の増加をはかる必要がある。</p> <p>②【県外大学生等の参加促進と受け入れ企業の体制整備の充実】 若者の市内企業へのUJIターン就職を促進するため、都内の「とちぎUJIターン就職サポートセンター」との連携により東京圏等の大学生への情報発信を強化するとともに、インターンシップ導入に関する、より実践的なセミナーの実施により企業の受け入れ体制の充実を支援する。</p>
地域産業活性化支援事業 (販路開拓支援事業補助金)	V-17	安定した経営基盤の促進		中小企業等の新たな販路や取引先等の開拓	市内に主たる事務所を有する事業者等	新たな販路開拓のために開催される国内外における一定規模以上の展示会等に参加する際の経費の一部を補助	計画どおり	1,270	H23		<p>①【国内外への販路拡大の推進】 TPP等の動きによる輸出入の環境の変化や、首都圏などの大消費地、多様な企業との取引に魅力を感じている企業が多いことから、市内企業に対する積極的な周知を行ったところ、国内外の展示会への出展に際し、様々な業種において本補助金の利用が見られた。</p> <p>②【市内企業の更なる販路拡大に向けた支援の実施】 県やJETRO、JICAなどと連携し、本補助制度の更なる周知を図り、企業の国内外への事業拡大や新たな事業提携先の開拓を支援していく。</p>

商工会議所事業補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		商工会議所が行う事業者向け研修会などを支援	宇都宮商工会議所(会員事業所 6,004事業所)	商工業の振興のため、商品開発、主要な統計調査、事業所の広報宣伝などの一般事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画どおり	7,695	S34		<p>①【商工関係団体に対する支援を着実に推進】</p> <p>本市商工業の振興のため、中小企業支援団体である宇都宮商工会議所に対する助成を実施し、中小企業の人材確保・育成や商店街活動の支援など、中小企業の経営の安定と商工業の振興を着実に推進した。</p> <p>②【継続した商工関係団体に対する事業支援】</p> <p>本市商工業の振興のためには、中小企業の経営基盤の強化や商店街活動の活性化が重要なことから、引き続き、宇都宮商工会議所が実施する事業を支援していく。</p>
商工会議所中小企業相談所事業補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		中小企業相談所が行う事業者向け研修会などを支援	宇都宮商工会議所	商工業の振興のため、経営革新、経営改善などの相談事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画どおり	4,742	S35		<p>①【商工関係団体に対する支援を着実に推進】</p> <p>中小企業支援団体である宇都宮商工会議所に対する助成を実施し、中小企業の個別企業診断、指導など、経営改善・向上に向けた取組を実施している中小企業の支援を着実に推進した。</p> <p>②【継続した商工関係団体に対する事業支援】</p> <p>本市商工業の振興のためには、中小企業の経営の近代化・合理化の促進が重要なことから、引き続き、商工会議所が実施する事業を支援していく。</p>
青年会議所事業補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		青年会議所が行う事業者向け研修会などを支援	宇都宮青年会議所(会員数 145名)	青年経営者の育成に資するため、青年会議所事業にかかる経費の一部を補助	計画どおり	320	S43		<p>①【商工関係団体に対する支援を着実に推進】</p> <p>地域経済の活性化のため、将来のまちづくりを担う青年経営者の育成に資する取組を行う宇都宮青年会議所に対する助成を実施し、人材育成のための講演会など、企業の育成及び地域活性化を着実に推進した。</p> <p>②【継続した商工関係団体に対する事業支援】</p> <p>地域経済の活性化のためには、将来のまちづくりを担う青年経営者の育成が重要なことから、引き続き、青年会議所が実施する事業を支援していく。</p>
県中小企業団体中央会事業補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		県中小企業団体中央会が行う事業者向け研修会などを支援	栃木県中小企業団体中央会(会員事業所 506事業所)	栃木県中小企業団体中央会が行う組織化事業に係る経費の一部を補助	計画どおり	255	S42		<p>①【商工関係団体に対する支援を着実に推進】</p> <p>本市商工業の振興のため、中小企業支援団体である栃木県中小企業団体中央会に対する助成を実施し、企業組合等の組織化や新規創業や事業化の促進、法人化の支援など、中小企業者の連携促進や創業の促進を着実に推進した。</p> <p>②【継続した商工関係団体に対する事業支援】</p> <p>本市商工業の振興のためには、中小企業者等の連携促進及び創業の促進が重要なことから、引き続き、栃木県中小企業団体中央会が実施する事業を支援していく。</p>

うつのみや市商工会事業補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		うつのみや市商工会が行う事業者向け研修会などを支援	うつのみや市商工会(会員企業数601企業)	商工業の振興のため、経営・技術強化支援、金融相談などの一般事業に対し、事業にかかる経費の一部を補助	計画どおり	9,559	H23		<p>①【商工関係団体に対する支援を着実に推進】</p> <p>本市商工業の振興のため、中小企業支援団体であるうつのみや市商工会への助成を実施し、経営改善普及事業など企業の育成支援や中小企業診断士による店舗・工場診断など、中小企業の経営の安定と商工業の振興を着実に推進した。</p> <p>②【継続した商工関係団体に対する事業支援】</p> <p>本市商工業の振興のためには、中小企業の経営基盤の強化や地域商工業の活性化が重要なことから、引き続き、商工会が実施する事業を助成していく。</p>
伝統工芸品産業振興事業補助金	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進		伝統工芸品に対する周知及び、後継者育成や販路拡大	宇都宮市伝統工芸品産業振興推進協議会	協議会が実施する後継者育成や需要開拓等の事業費の一部を補助	計画どおり	1	H10		<p>①【伝統工芸品の情報発信、販売・活動促進への支援を着実に推進】</p> <p>本市伝統工芸産業の振興を図るため、パンフレットや展示会による伝統工芸の情報発信や販売・活動促進を支援し、伝統工芸品に対する理解促進及び後継者育成、販路拡大の機会増進を着実に推進した。今後は、更なる理解促進等の拡大を図るため、情報発信の機会や手法等の検討が必要となっている。</p> <p>②【継続した伝統工芸品の情報発信、販売・活動促進支援】</p> <p>伝統工芸品産業の振興を推進していくためには工芸品の周知や販路拡大等が重要であることから、引き続き、市内全ての伝統工芸品を対象とした情報発信、販売・活動等を支援するとともに、更なる理解促進を図るため、若い世代への情報発信の場の確保等に努めていく。</p>
特許権等取得促進事業補助金	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進		産業財産権等の取得への意欲を喚起	産業財産権を出願した市内中小企業	産業財産権等取得にかかる経費の一部を補助	計画どおり	3,117	H17		<p>①【中小企業の産業財産権等取得への支援を着実に推進】</p> <p>中小企業の生産性向上・経営力強化を図るため、産業財産権等の取得を出願した中小企業に対し、出願に係る経費を助成し、企業の製品・サービス及び技術の開発促進を着実に推進した。今後とも国の動向を注視し、適切な制度内容の検討に努める必要がある。</p> <p>②【継続的な中小企業の産業財産権等取得の支援】</p> <p>中小企業の付加価値や競争力を高めるためには、企業の技術向上の取組を促すことが重要であることから、引き続き、産業財産権の取得への意欲喚起及び取得を支援していく。</p>
宇都宮市工業団地振興補助金	V-17	2安定した経営基盤の確立		工業団地内企業等の発展及び工業の活性化を促進	市内の工業団地振興団体	工業団地振興団体の管理・運営に要する経費の一部支援	計画どおり	3,000	H15		<p>①【工業団地の振興の着実な支援】</p> <p>本市工業の活性化を図るため、市内工業団地内の企業で構成される振興団体に対し助成を実施し、工業団地の円滑な管理・運営の促進を着実に推進してきた。今後も適切な補助金の執行に努める必要がある。</p> <p>②【継続した工業団地振興の支援】</p> <p>団地内企業等の発展や工業の活性化を図るため、団地内の環境整備や関係機関との調整など工業団地の円滑な管理運営を促進することが重要であることから、引き続き、工業団地振興団体に対する助成を行う。</p>
宮のものづくり達人事業	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進		企業支援・人材育成・後継者確保・ものづくり学習の促進	・卓越した技術・技能を有する者(認定) ・企業・地域・学校など(派遣)	宮のものづくり達人の認定及び派遣	計画どおり	360	H14		<p>①【技術、ものづくり周知の支援を着実に推進】</p> <p>本市地域産業の振興のため、卓越した技術・技能を有する者を「宮のものづくり達人」として認定し、学校、地域等に派遣し、技術指導や体験教室等を実施することで、ものづくり学習の促進等を着実に推進した。一方で、派遣する達人や制度を利用する団体が固定化している傾向にあることから、制度の更なる利用拡大を図るための方法を検討する必要がある。</p> <p>②【継続した技術、ものづくり周知の支援】</p> <p>「宮のものづくり達人」の認定及び、達人の派遣を実施することで、技術・技能を尊重する機運を醸成し、地域産業の振興に繋げていくことが重要であることから、引き続き、達人のパンフレットを活用した広報などにより、制度の利用促進に向けた方法について検討を行う。</p>

中小企業高度化設備設置補助金	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進		技術の高度化・合理化を促進	市内中小企業(製造業者等)	機械設備の取得費の一部を補助	計画どおり	109,766	H18		<p>①【高度化設備の取得への支援を着実に推進】 中小企業の生産性向上・経営力強化を図るため、企業が技術の高度化・経営の合理化のため設置した設備投資に対し助成することで、企業の技術力及び経営力の向上を着実に推進した。今後は、市内中小・小規模企業の更なる生産性向上・経営力強化を図るため、助成内容や条件などの見直しを検討する必要がある。</p> <p>②【継続した高度化設備の取得促進の支援】 中小企業の付加価値や競争力を高めるためには、企業の技術の高度化・経営の合理化を図るための設備投資を促進していくことが重要であることから、引き続き、設備投資を支援するとともに、助成内容や条件の見直しの検討を行う。</p>	
事業承継支援事業	V-17	2安定した経営基盤の確立	戦略事業	市内事業者の円滑な事業承継の促進	市内全企業	早期・計画的に事業承継に取り組む意識醸成のためのセミナーを開催	計画どおり	100	H30		<p>①【円滑な事業承継への支援を着実に推進】 経営者の高齢化の進展や後継者不足を背景とする廃業を防ぎ、持続的な地域経済の活性化を図るため、経営者を対象とした早期・計画的な事業承継の取り組みを促す「事業承継セミナー」を実施し、円滑な事業承継の促進を着実に推進した。今後、更に円滑な事業承継の促進を図るためには、個々の事業者の課題・ニーズに応じた支援策が必要となっている。</p> <p>②【事業者ニーズを反映した事業承継の支援】 円滑な事業承継を促進するため、引き続き、早めの気づきを促す「事業承継セミナー」を実施し経営者の意識醸成を図るとともに、令和元年度は、新たに企業訪問時にヒアリングシートを活用した課題・ニーズ把握に努め、事業者のニーズに応じた支援策を検討する。</p>	改善
ICT利活用促進事業	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進	好循環P戦略事業	中小企業の生産性向上や経営力強化に資する「ICT利活用促進」の促進	市内全企業	ICT導入に係るメリットの理解促進や社内でICT利活用を担う人材の育成を目的としたセミナーを開催	計画どおり	0	H30		<p>①【中小企業のICT利活用への支援を着実に推進】 中小企業の生産性向上・経営力強化を図るため、企業の経営者やICT利活用を担う人材を対象としたセミナーを実施し、ICT導入に係るメリットの理解促進や人材育成を着実に推進した。今後は、キャッシュレスや企業間取引の電子化等、ビジネスにおけるICTの利用拡大が見込まれることから、特に小規模事業者に対してICT導入を促進するため、ICTに馴染のない事業者の関心を引き出し、分かり易いセミナーを実施する必要がある。</p> <p>②【消費税率引き上げに向けた軽減税率対策やキャッシュレス決済等のセミナーの実施】 中小企業の持続的発展のためには、企業のICT利活用促進は必要不可欠であることから、引き続き、ICT導入の理解促進や人材育成のためのセミナーを定期的に開催するとともに、令和元年度は、市内5カ所、10月の消費税率引き上げに向けた軽減税率対策やキャッシュレス決済等に向けたセミナーを追加する。</p>	拡大
ICT利活用促進補助金	V-17	3中小企業の経営・技術革新の促進	好循環P戦略事業	中小企業の生産性向上や経営力強化に資する「ICT利活用促進」の促進	卸売業、小売業、サービス業の小規模事業者	業務効率化や売上アップを図るため、ICTを導入する場合の経費の一部を助成	計画どおり	564	H30		<p>①【中小企業のICT利活用への支援を着実に推進】 生産性が低いとされている卸売業、小売業、サービス業の生産性向上・経営力強化を図るため、小規模事業者が取り組むICT導入に係る経費の一部を助成し、企業の生産性向上・経営力強化を支援してきた。今後は、補助制度の認知度を高め、更なる活用を促すため、効果的な周知方法を検討する必要がある。</p> <p>②【継続した中小企業のICT利活用促進の支援】 中小企業の持続的発展のためには、企業のICT利活用促進は必要不可欠であることから、引き続き、ICTを導入する企業への助成を行うとともに、ICTセミナーにおける活用事例の紹介や、商工会議所や商工会等の関係機関を通じたICT活用事例のチラシの配布など、あらゆる機会を捉えて制度の周知を図っていく。</p>	改善

CSR推進事業	V-17	2安定した経営基盤の確立		企業における地域との協働のまちづくりの促進	市内全企業	・市民、企業に対するCSR活動の普及・啓発 ・認証制度の推進 ・優遇制度の運用	計画どおり	2,801	H19	独自性	<p>①【企業のCSR活動への支援を着実に推進】</p> <p>地域経済の活性化を図るため、CSR活動企業の社会的価値を高める「CSR認証制度」を実施し、企業のCSR活動の活性化を促すことにより、企業と地域との協働のまちづくりを着実に推進した。適宜認証項目を見直し、常に実効性の高い制度にする必要がある。</p> <p>②【継続したCSR活動に対する企業支援】</p> <p>地域経済の活性化のためには、企業における地域との協働のまちづくりを進めることが重要であることから、社会情勢の変化を的確に把握し、適宜認証項目等を見直しながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。</p>	
商業祭交付金	V-17	1魅力ある商業の振興		市内商店街の共同イベントを支援	商店街、商店街連盟等	商店街連盟の商店街が消費者向けイベントを実施	計画どおり	683	H13		<p>①【商店街主体の商店街活性化イベントへの支援を着実に推進】</p> <p>本市商業の活性化を図るため、商店街が主体となり開催している「宮の市」に対する助成を実施し、商店街の活性化及び市内商店街の連携促進を着実に推進してきた。なお、本イベントは、商店街の取組だけでなく、他のイベントと連携を図りながら実施することが効果的であることから、実施時期や場所等について、他のイベントと調整を図ることが重要となっている。</p> <p>②【他のイベントとのタイアップ及びイベントへの継続した支援】</p> <p>商店街の活性化を図るためには、商店街が主体となり実施するイベントへの支援が重要であることから、引き続き「宮の市」の開催に対し助成するとともに、市が主催・共催するイベントとのタイアップや調整の支援をしていく。</p>	
中心商業地出店等促進事業補助金	V-17	1魅力ある商業の振興		中心商業地の空き店舗等に新規出店を促進	中心商業地の空き店舗に出店した経営者	内装改造費等の一部を補助	計画どおり	17,777	H15		<p>①【中心商業地の新規出店への支援を着実に推進】</p> <p>中心商業地の賑わい創出のため、空き店舗へ新規出店をした経営者に対し、商工会議所を通して、出店費用を助成することで、中心商業地の新規出店を着実に推進した。今後は、更なる賑わい創出に向けた支援策の充実が重要となっている。</p> <p>②【餃子通りへの出店促進及び継続した支援】</p> <p>中心商業地の賑わい創出のためには、空き店舗への新規出店の促進が重要であることから、引き続き、商工会議所を通して、新規出店者へ助成を実施するとともに、令和元年度より、餃子通りに新規出店する餃子関連店舗への助成を拡充することで、更なる賑わい創出を目指す。</p>	拡大
大道芸フェスティバル実行委員会交付金	V-17	1魅力ある商業の振興		中心商業地で開催される大道芸イベントを支援	うつのみや大道芸フェスティバル実行委員会	大道芸を中心としたイベント展開	計画どおり	355	H20		<p>①【市民主体による中心商業地活性化のためのイベントへの支援を着実に推進】</p> <p>まちなかの魅力向上、賑わい創出を図るため、市民主体による「うつのみや大道芸フェスティバル」の開催を支援することにより、中心市街地の活性化を着実に推進してきた。本イベントは開催より10年が経過したところであり、更なる定着を図っていくためには、イベントへの継続した支援が必要となっている。</p> <p>②【イベントの継続した支援】</p> <p>中心市街地の活性化の促進や、気軽に市民が楽しめるまちなかの雰囲気形成のためには、市民主体のイベントが活発に行われることが重要であることから、参加者が増加傾向にある当該イベントの実施に向け、運営経費の助成や活動場所の提供、広報支援など、イベントの更なる定着を目指す。</p>	

魅力ある商店街等支援事業補助金	V-17	1魅力ある商業の振興		商店街等の魅力を高めるための事業及び共同施設の設置等を支援	商店街、商業組合、商店街連盟等	販売促進などの共同事業実施及び街灯設置費、維持管理費の一部を補助	計画どおり	14,940	S45		<p>①【商店街の魅力向上の取組への支援を着実に推進】 本市商業の振興を図るため、商店街等による販売促進事業や買い物環境向上のための事業に対し助成をすることで、商店街の魅力向上を着実に推進してきた。近年では、商店街のアーケード等、老朽化が進む共同施設の改修に対する支援など、新たな対応策の検討の必要性が出てきている。</p> <p>②【継続した商店街の事業支援】 地域商店街等の魅力を高め商業の振興をさらに促進するためには、商店街等が取り組む販売促進事業や買い物環境向上のための事業に対する助成が有効なことから、引き続き、商店街の取組支援を行うとともに、商店街等が必要とする支援の充実を図るため、定期的な訪問を行うなど、商店街との顔の見える関係を構築し連携強化を図る。</p>
商店街空き店舗活用推進補助金	V-17	1魅力ある商業の振興		空き店舗活用による魅力と賑わいあふれる商店街づくりの推進	中心市街地の商店街組織、商店街に出店している者で組織する集合体、商店街の推薦を受けた公益活動法人等	空き店舗を活用したコミュニティ創出事業の実施経費の一部を補助	計画どおり	1,850	H30		<p>①【商店街等によるコミュニティ創出事業への支援を着実に推進】 中心商店街の更なる賑わい創出を図るため、商店街自らが取り組む空き店舗を活用したコミュニティ創出事業に対し助成を実施することで、賑わいのある商店街づくりを着実に推進した。今後は、更なる賑わい創出に向けて、コミュニティ活動を活性化することが重要となっている。</p> <p>②【継続した商店街等によるコミュニティ創出事業の支援】 中心商店街の更なる賑わい創出を図るためには、商店街自らが取り組むコミュニティ創出事業など、賑わいづくりの取組への支援が重要であることから、引き続き、空き店舗を活用し、事業を実施している商店街に対する助成を行うとともに、オリオン市民広場のイベントと合わせて、イベント主催者等に対し空き店舗の活用を促すなど、更なる活性化の支援を行う。</p>
市場内コミュニケーション強化事業	V-17	流通機能の充実		食の安定確保と物流体制の強化や食の安全・安心の確保	市場関係者	・事業懇談会の開催支援 ・連絡会議(青果部会、水産部会)の開催	計画どおり	-	H24		<p>①【市場関係者間の情報交換の支援】 ・卸売業者と仲卸業者の代表者等が一堂に会する事業懇談会の主催者である卸売業者を支援することにより、業界内の課題などについての検討作業を促進した。 ・卸売業者、仲卸組合、小売商組合を構成員とする連絡会議(青果部会、水産部会)を開催することにより、集荷物の数量や価格の傾向などについての情報交換を促進した。</p> <p>②【市場関係者間の情報交換の活発化】 市場取引の活性化のためには、卸・仲卸・小売商のコミュニケーションの強化が重要であることから、事業懇談会や連絡会議(青果部会、水産部会)の活用に加え、新たな産地情報や消費者ニーズなどについて場内との情報共有を図り、集荷力・販売力の強化を図る。</p>
危機管理対策事業	V-17	流通機能の充実		食の安定確保と物流体制の強化や食の安全・安心の確保	市場関係者	危機・災害対策の強化	計画どおり	-	H22		<p>●食の安定確保と物流体制の強化</p> <p>①【市と市場関係者合同訓練の実施】 市場関係者と連携し、訓練内容の精査と場内への周知徹底を促したことで、例年と比較して、より充実した訓練ができ、市場関係者との防火防災意識の共有につながった。一方で、様々な災害に対応すべく、更なる防火・防災体制の強化が必要となっている。</p> <p>②【継続した防火防災体制の強化】 食の安定供給と物流体制の維持のためには、市場全体の防火・防災への体制強化と意識向上が重要であることから、様々な災害を想定した訓練を実施し、市場の危機管理に係る情報の共有を行うなど、継続して危機管理への対策を行っていく。</p> <p>●食の安全・安心の確保</p> <p>①【食品危害の防止に向けた周知啓発の実施】 放射性物質や残留農薬の検査結果、アニサキス等の食中毒など、国や県、市保健所から提供される食品危害の情報について、卸売場に掲示し、卸売業者や仲卸業者、売買参加者などの市場関係者に周知するとともに、産地確認の徹底など卸売業者への指導を行うことにより、食品危害の防止が図られた。併せて、食品危害の情報について、市場ホームページにおいて、市民への周知・啓発を図った。</p> <p>②【迅速な情報共有、業者指導の推進】 食の安全・安心の確保のためには、基準値を超える放射性物質や残留農薬などを含む生鮮食料品の流通の防止が重要であることから、これらによる食品危害を防止するため、引き続き、迅速で確実な情報伝達や業者に対する指導を行う。</p>

宇都宮市中央卸売市場一般開放事業	V-17	流通機能の充実		市場と食に関する情報発信の充実	一般消費者	一般開放の推進	計画どおり	1,200	H24		<p>①【市場と食に関する情報発信の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デスティネーションキャンペーンとの連携企画の実施や市場ホームページによる周知などにより、前年度並みの来場者数を確保し、市場と食に関する情報発信を推進した。 ・一方、入場者数が頭打ちとなってきたことから、来場者数の増加を図る必要がある。 <p>②【来場者増加への取組の強化】</p> <p>市場の役割を広く市民に周知するためには、より多くの市民の来場が重要であることから、来場者数の増加に向けて、新たな顧客確保やリピーターの増加につながる取組を検討し実施につなげていくとともに、市場ホームページの充実など周知活動を強化することで、一般開放事業の魅力向上に取り組む。</p>
食育地産地消の推進事業	V-17	流通機能の充実		市場と食に関する情報発信の充実	一般消費者	・出張講座、市場見学会、模擬せり(食育フェア)の開催	計画どおり	545	H19		<p>①【市場と食に関する情報発信の実施】</p> <p>市場を流通している旬の生鮮食料品などを活用した講座や市場見学会を着実に推進した。一方で模擬せりや講座において多くの市民が参加しなくなるような内容への見直しが必要となっている。</p> <p>②【市場流通品や市場資源を活用した情報発信の推進】</p> <p>引き続き、市場が有する様々な資源を活用した講座や市場見学会を実施しながら更なる魅力発信に向けた取組を検討し、郷土料理の伝承や地場産品の消費拡大に取り組む。</p>
中央卸売市場再整備事業	V-17	流通機能の充実	戦略事業	食の安定確保と物流体制の強化や食の安全・安心の確保	・市場関係者	老朽化が進む施設の長寿命化・耐震化	計画どおり	55,600	H28		<p>①【卸売棟の耐震化工事】</p> <p>平成30年度は青果卸売棟の一部の耐震化工事を実施した。耐震化工事は、市場を運営しながらの工事となるため、場内関係者の業務の妨げにならないよう、また安全に配慮しながら着実に工事を行う必要がある。</p> <p>②【青果、水産物棟耐震化工事の完了】</p> <p>食の安定確保と物流体制の強化、食の安全安心の確保のため場内関係者を協力し、安全に配慮しながら、青果、水産物棟耐震化工事の年内完了を目指して着実に工事を進める。</p>
農業公社運営費補助金	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・担い手への農地利用集積の強化	・公益財団法人宇都宮市農業公社	・公社の運営に必要な人件費の補助	計画どおり	23,221	H8		<p>①【担い手への農地集積の伸び悩み】</p> <p>農地集積率について、令和5年度目標80%に対し、平成26(2014)年度以降、伸びが鈍化しており、担い手への農地集積に向けた取組を強化する必要がある。</p> <p>②【農地の流動化の推進】</p> <p>農地集積の促進に向けて、農地の貸し手・借り手の賃借や売買等を支援する公社の運営に対する助成を行い、人員体制を確保する。</p>

農業公社事業費補助金	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・新規就農者・担い手の確保育成 ・営農集団の育成	・公益財団法人宇都宮市農業公社	・公社が実施する新規就農者・担い手の確保育成や、営農集団の育成等に関する事業費の一部補助	計画どおり	3,618	H8	<p>①【担い手の確保・育成に向けた支援の充実】 新規就農者は一定数確保したが、担い手の確保・育成に向けて、就農の検討段階から就農定着まで段階に応じた切れ目のない支援に取り組むことが必要である。</p> <p>②【公社事業の円滑な事業実施に向けた支援の実施】 公社事業である「農業インターンシップ制度」や研修制度を通じて、新規就農者の確保や認定農業者の育成に取り組むとともに、集落営農の組織化等を担う「地域農業コーディネーター」を活用し、集落営農の組織化等を促進するため、引き続き、公社事業に対する助成を行っていく。</p>
水田農業構造改革事業交付金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化	戦略事業	需要に応じた作物の作付促進等による農業所得の向上	・宇都宮市農業再生協議会	・宇都宮市農業再生協議会が実施する需要に応じた作物の作付促進等に対する助成	計画どおり	62,202	H16	<p>①【収益性の高い露地野菜等の園芸作物への作付拡大】 平成30年度主食用米の作付参考値を農業者に提示し、需要に応じた米づくりを促進したが、作付参考値を上回る結果となったことから、機械化一貫体系による大規模な生産が可能な露地野菜の生産振興など、主食用米からの転作を促進し、収益性を高めることが必要である。</p> <p>②【大規模な露地野菜の生産に向けた支援】 引き続き、作付参考値の提示を行うとともに、大規模な露地野菜の生産に向けて、農業再生協議会の交付金による露地野菜への作付支援に加え、集落営農の組織化や担い手への農地集積、さらには作業機械の導入支援に取り組む。</p>
新食肉センター整備事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		・新食肉センターの整備(県事業)	株式会社栃木県畜産公社	新食肉センターの整備に要する経費の一部を補助	計画どおり	54,773	H29	<p>①【新食肉センター整備事業の適正かつ円滑な実施】 令和2年4月の開場に向けて、事業計画(2017年度～2019年度)に基づき、順調に進捗している。</p> <p>②【新食肉センター整備に対する支援】 引き続き、整備補助金を適正に執行するとともに、関係団体で構成される建設委員会に参画し、計画的かつ円滑な事業の実施を支援する。</p>
新規就農者支援事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・新規就農者の確保・育成	・新規就農者 ・(市内)で就農を考える者	・関係機関と連携 ・経験豊かな農業者などとの交流機会の提供 ・農業次世代人材投資資金の交付 ・青年等就農計画制度の活用促進	計画どおり	62,880	H12	<p>①【新規就農者の確保・育成と継続した支援】 就農段階に応じた切れ目のない支援に取り組み、例年と同程度の新規就農者(22名)を確保することができたが、一方で離農者は年平均260名となっており、新規就農者の確保・育成に継続的に取り組む必要がある。</p> <p>②【継続した新規就農者の確保・育成】 引き続き、関係機関と連携を図りながら、就農の3大障壁である「技術」「資金」「農地」に対する支援に取り組む。</p>

新規就農者生活資金貸付事業補助金	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	就農初期における生活の安定	公益財団法人宇都宮市農業公社	・公社が実施する貸付事業の原資の補助	計画どおり	1,440	H23	<p>①【新規就農者の生活安定のための継続した支援】 新規就農者の生活の安定と営農定着に寄与しており、毎年、一定程度のニーズがあることから、今後も公社事業として継続できるよう支援していく必要がある。</p> <p>②【事業の継続と効果的なPR】 今後も公社への補助を継続するとともに、本市独自の支援策として、県内外の就農相談会において効果的にPRしていく。</p>
担い手育成金事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・優良な担い手の確保・育成	・申請時に45歳未満の認定新規就農者	・就農後5年間において市が定める要件を満たす優れた農業者への担い手育成金の交付	計画どおり	0	H23	<p>①【新規就農者の経営の安定化に向けた継続した支援】 申請者20名について、目標達成状況の確認において経営改善に向けたアドバイスを行うなど経営の安定化に寄与するとともに、本市独自の支援策として意欲ある新規就農者の確保にもつながっていることから、事業の継続が必要である。</p> <p>②【事業の継続と効果的なPR】 本事業が意欲ある人材の確保や申請者の経営改善につながっていることから、事業を継続するとともに、事業を効果的にPRしていく。</p>
農業経営の第三者継承事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・新規就農者の確保・育成 ・経営資源の有効活用 ・新規参入が困難な分野の生産振興	・概ね65歳以上で農業所得が概ね580万円以上の認定農業者 ・20歳以上50歳未満の就農希望者	・経営移譲希望者と継承希望者のマッチング	計画どおり	0	H30	<p>①【第三者継承の仕組みの構築と事業PRの実施】 事業の早期の運用開始を目指し、関係機関との連携のもと離農予定者への経営移譲の意向確認を行うとともに、農業大学校等において事業PRに取り組み、マッチングにつなげていく必要がある。</p> <p>②【経営移譲希望者の掘り起こしとマッチングに向けた働きかけ】 関係機関との連携のもと、経営移譲希望者を掘り起こし、経営移譲に係るカルテを作成するとともに、農業大学校等において継承希望者の募集を行い、マッチングに取り組んでいく。</p>
担い手育成支援事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・農業者の経営力の向上	・農業経営基盤の強化を目指すために経営改善を図ろうとする農業者等	・農業者が作成する農業経営の改善計画の認定と計画達成に向けた支援の実施	計画どおり	7,340	H5	<p>①【認定農業者の確保・育成】 認定農業者の人数は増加しているが、目標所得である580万円に到達する「稼げる農業経営体」を増やせるよう、個々の経営体に対する経営改善支援が必要である。</p> <p>②【認定農業者の認定の継続及び計画達成に向けた支援】 地域農業の中核的な担い手の確保が重要なことから、引き続き認定農業者の認定を継続するとともに、経営の安定や規模拡大に向けた支援制度の活用を図り、適切に支援していく。</p>

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ) ※旧経営体育成支援事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・農業者の経営力の向上	・地域の中心となる経営体(青年新規就農者を含む人・農地プラン登載者)等	・農業経営の改善・発展に必要な農業機械、施設等の導入に要する経費の一部補助	計画どおり	3,157	H22	<p>①【担い手の育成・確保と継続した支援】 農業用機械の導入に要する経費の一部を補助することにより、担い手の農業経営の改善・発展に寄与しており、地域の中心となる担い手の確保・育成に継続的な支援が必要となっている。</p> <p>②【継続した農業用機械等の導入支援】 本市農業の生産性の向上を図るには、担い手の経営規模の拡大や発展を支援する必要があることから、引き続き、農業用機械等の導入を支援する。</p>
土地利用型農業生産施設等整備事業補助金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化	戦略事業	・営農集団及び新規就農者の確保・育成 ・大規模共同利用施設の整備・活用	・宇都宮農業協同組合、市内の営農集団等	・機械導入経費の一部補助	計画どおり	11,836	H16	<p>①【大型農業用機械の支援と土地利用型農業の効率化】 本事業が親元就農の新規就農者の経営規模拡大や、営農集団の機械の共同利用に繋がっており、集落営農の組織化への機運の高まりもあることから、土地利用型農業の大規模化・効率化の実現に向け、親元就農者や営農集団等へ大型機械導入の支援が必要である。</p> <p>②【土地利用型農業の大規模化・効率化と事業の継続】 引き続き、営農集団等への機械導入支援を行うとともに、経理一元化などを通じた集落営農組織への発展に向けた機運の醸成を図る。</p>
農業経営法人化・組織化等支援事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	・組織的な農業経営体の確保・育成	・宇都宮農業協同組合 ・集落営農の組織化・法人化に取り組む地域等	・地域会合や研修会の開催に要する経費の一部補助 ・地域会合における検討支援	計画どおり	126	H22	<p>①【集落営農の組織化・法人化に向けた検討支援】 本事業の活用により、集落営農の組織化・法人化が図られたところであり、今後も、土地利用型農業における効率化・大規模化の実現に加え、収益性の高い露地野菜等の導入等により、企業的経営に取り組む「稼げる農業経営体」を確保・育成していく必要がある。</p> <p>②【集落営農の組織化・法人化に向けた継続した検討支援】 JAが実施する研修会等に対する県の助成は廃止されるが、稼げる農業経営を実現する経営体を確保・育成するため、引き続き、JAや金融機関等と連携し、本市独自の「経営モデル」の作成等に取り組んでいく。</p>
担い手育成総合支援事業補助金	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	好循環P 戦略事業	・新規就農者の確保・育成 ・農業者の経営力の向上	・宇都宮市農業再生協議会	・当協議会が実施する地域の担い手の確保・育成支援事業に要する経費の一部補助	計画どおり	6,918	H17	<p>①【再生協議会への継続した活動支援】 再生協議会の活動に対する助成を実施し、円滑に事業を推進した。農業経営の安定・向上を図るため、新規就農者の確保・育成はもとより、担い手への農地集積や地域ぐるみ体制構築等による稼げる農業経営体の育成に取り組む必要がある。</p> <p>②【継続した活動支援】 本市農業担い手のさらなる確保・育成に向け、市やJAなど関係機関が連携した事業実施が有効であることから、引き続き、市、農業公社、県、JA等の関係機関・関係団体が構成される農業再生協議会の活動に対する助成を行う。</p>

人・農地プラン関連事業	V-18	農林業を支える担い手の確保・育成	戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の確保・育成 担い手への農地利用集積の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心となる経営体 土地利用型農業から引退する意向のある農業者 	<ul style="list-style-type: none"> 人・農地プランの作成 機構集積協力金の給付 	計画どおり	1,413 22,720	H24	<p>①【地域会合の開催と中心経営体への農地集積】 農地利用最適化推進委員等と連携した地域会合等を開催し、地域農業の課題の共有や今後の地域農業のあり方を検討した。更なる農地集積を促すため、集落等において実効性のある会合等が必要である。</p> <p>②【プランの見直し、機構集積協力金の推進】 力強い農業構造を実現していくためには、「人・農地プラン」を活用した地域農業のあり方の検討や農地の集積の加速化が重要であることから、引き続き、「農地利用最適化推進委員」と連携した地域会合の開催や、機構集積協力金を活用した農地集積を推進していく。</p>
環境保全型農業直接支援対策事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市内の農業者団体等 	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料・合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動を行う農業者の組織する団体等への支援 	計画どおり	40,968	H23	<p>①【制度周知と推進】 本事業を活用して環境保全に効果の高い営農活動が行われており、今後とも環境保全機能を一層発揮できるよう支援が必要である。</p> <p>②【継続した取組団体への支援】 平成30年度より国際水準GAPへの取組が必須となったことから、引き続き、県やJAうつのみや等と連携し、全ての組織が要件を満たせるよう支援していく。</p>
荒廃農地の解消・活用促進事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		<ul style="list-style-type: none"> 荒廃農地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃農地の所有者及び荒廃農地を耕作する耕作者 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の意向や地域の事情を踏まえた解消方策の検討や再生活動に対する国交付金の活用等による解消に向けた取組支援 	計画どおり	160	H20	<p>①【農地利用最適化推進委員等と連携した荒廃農地の解消と事業の継続】 国の補助事業は平成30年度をもって終了したが、本事業の活用により荒廃農地の解消が進んでいることから、荒廃農地解消の支援策について継続する必要がある。</p> <p>②【荒廃農地の未然防止】 農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら荒廃農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、荒廃農地の更なる解消を図っていく。</p>
農業振興地域整備計画の適正管理	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> 農振農用地区域の農地 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域の適正管理 農地の農用地区域除外申出の処理 農用地管理システムの適正管理 	計画どおり	5,413	S47	<p>①【農用地区域の適正管理】 農用地区域の問い合わせについて、迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適正に審議した。引き続き、農用地区域を適正に管理していく必要がある。</p> <p>②【法に基づく厳格な審査】 引き続き、農用地区域を適正に管理するため、法に基づき厳格な審査を行う。</p>

県営土地改良事業調査計画負担金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		県営土地改良事業の円滑な事業着手	栃木県（県営負担金）	県営土地改良事業採択予定地区が事前に行う調査経費等の負担	計画どおり	800	S45		<p>①【円滑な事業実施に向けた支援】</p> <p>海道地区の「事業計画設計」に要する費用負担により、計画どおりに事業が進捗した。県営土地改良事業の円滑な事業着手に向け、引き続き、事前調査費用等の負担が必要である。</p> <p>②【事前調査費用等に係る適正な費用負担による支援の実施】</p> <p>海道地区において、県が実施する「経済効果算定・事業計画書作成」に要する費用を負担するとともに、新規予定地区の円滑な事業実施に向けた支援に取り組む。</p>
農業経営高度化支援調査・調整事業補助金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		担い手への農地利用集積の促進	県営経営体（担い手育成）基盤整備事業実施地区の土地改良区	担い手への農地利用集積のために必要な視察や調査等に要する経費の補助	計画どおり	94	H9		<p>①【担い手への農地利用集積に向けた取組支援】</p> <p>4地区において担い手への農地利用集積に向けた会議開催や関係農家の意向調査などが実施された。引き続き、地区における担い手への農地利用集積に向けた取組支援が必要である。</p> <p>②【担い手への農地利用集積の促進】</p> <p>4地区が実施する会議開催や意向調査等の取組支援により、担い手への農地利用集積の促進に取り組む。</p>
水田再整備事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		水田機能向上に向けた再整備の方針策定	農業者	水田の大区画化やかんがい排水施設の合理化等、本市水田整備のあり方に関する基本方針の策定	計画どおり	0	H29		<p>①【「水田再整備方針」の策定】</p> <p>水田再整備を効率的かつ効果的に実現するための「水田再整備方針」を策定した。再整備を推進するため、地域の機運醸成が必要である。</p> <p>②【水田再整備に向けた地域の機運醸成】</p> <p>地域の機運醸成のため、事業の必要性の理解促進に取り組むとともに、事業を円滑に実施できるよう効果的な事業主体の選定などを検討する。</p>
ほ場整備事業推進協議会事業推進補助金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		ほ場整備事業の推進	ほ場整備事業推進協議会を設立した地区	会議や視察研修等に要する経費の負担	計画どおり	0	H2		<p>①【円滑な事業実施に向けた支援】</p> <p>海道地区で推進協議会が5回開催され、地域が円滑にほ場整備事業を実施するため、地域の合意形成に向けた活動支援が必要である。</p> <p>②【地域の合意形成に向けた活動支援】</p> <p>ほ場整備事業の円滑な実施に向けて、引き続き、地域の合意形成を図るために必要な会議や研修の開催など協議会が実施する活動を支援する。</p>

県営経営体育成基盤整備事業負担金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		農業の多面的機能の十分な発揮 生産コストの低減 担い手への農地利用集積の促進	栃木県（県営負担金）	基盤整備事業実施に要する経費の負担	計画どおり	31,366	H15		<p>①【計画的な事業実施】 国の追加補正も含め、当初要望額以上の国の補助を確保できたことから、計画どおり事業が進捗した。引き続き、国の財源の確保を図りながら、計画的に事業を実施していく必要がある。</p> <p>②【計画的な事業実施に向けた支援】 引き続き、国に対して財源確保を働きかけるとともに、円滑に事業が進められるよう地元と連携を図りながら、計画的な事業の実施に取り組む。</p>
農地耕作条件改善事業補助金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積や高収入作物への転換を推進	土地改良区、水利組合、農業法人等	農地・農業水利施設等の整備に要する経費の補助	計画どおり	54,520	H29		<p>①【農地の大区画化・汎用化等に向けた整備支援】 3地区で造成工事及び修繕工事を実施した。引き続き、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備とかがんがい排水施設の更新や修繕などを支援し、担い手への農地集積や高収入作物への転換を促すとともに、さらに、基盤整備事業の地元負担を軽減しながら、事業化を推進していく必要がある。</p> <p>②【計画的かつ効果的な事業実施】 本事業の計画的・効果的な実施に向けて、地域における検討会の開催など、農地の『出し手』と『借り手』の課題を解消しながら事業推進に取り組む。</p>
土地改良事業推進補助金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		県営土地改良事業の推進	県営土地改良事業を実施中の土地改良区	県営土地改良事業以外に必要な工事等に要する経費の補助	計画どおり	5,577	S61		<p>①【土地改良事業の推進】 4地区において、基盤整備事業地内の草刈りや水田畦畔の芝張などを実施した。引き続き、円滑な事業の実施に向けた支援が必要である。</p> <p>②【計画的かつ継続的な支援の実施】 県営基盤整備事業の円滑な推進を図るため、引き続き支援していく。</p>
国営造成施設管理体制整備促進事業補助金・負担金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		土地改良区における高度な施設管理及び管理体制の強化	国営造成施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合	・農業水利施設等の管理に要する経費の補助 ・管理体制整備計画の策定や多面的機能の普及啓発活動等に対する経費の負担	計画どおり	14,433	H12		<p>①【環境に配慮した高度な施設管理への支援】 鬼怒中央土地改良区において、農業水利施設等の補修や幹線水路・水門の安全パトロールなどを通じた保全美化活動を実施した。引き続き、地域における多面的機能の発揮を促す観点から土地改良区における施設管理に係る支援が必要である。</p> <p>②【高度な管理や管理体制の強化】 農業水利施設等の高度な管理や管理体制の強化するため、引き続き、活動を支援していく。</p>
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		農業水利施設の機能保全	栃木県（県営負担金）	農業水利施設の保全に要する工事経費の負担	計画どおり	16,841	H20		<p>①【農業水利施設の修繕・長寿命化】 3地区において、農業水利施設の改修工事等を実施した。施設管理者が農業水利施設を適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減するための支援が必要である。</p> <p>②【計画的かつ継続的な支援の実施】 水利施設の機能回復及び延命化を推進するため、継続的かつ計画的な支援に取り組む。</p>

土地改良施設維持管理適正	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		土地改良施設の機能低下の防止及び機能回復	土地改良区	計画的な整備補修等に要する経費の補助	計画どおり	9,123	S52		<p>①【土地改良施設の適正な維持管理】 9土地改良区において、ポンプ整備や水路整備修繕などの工事を実施した。施設管理者が土地改良施設を適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減するための支援が必要である。</p> <p>②【計画的かつ継続的な支援の実施】 計画的な農業水利施設の更新・修繕を推進するため、計画的かつ継続的な支援に取り組む。</p>
かんがい排水事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		農業用水の合理的で安定的な確保	地域農業者	地域における用排水路の整備工事の実施	計画どおり	964	H5		<p>①【用排水路の整備】 福岡町用水護岸復旧工事を実施した。土地改良区域外からの雨水等の流入による溢水被害等を防止するため、引き続き、用排水路の整備が必要である。</p> <p>②【溢水被害等の防止】 土地改良区における溢水被害等を防止するため、土地改良区域外の要因で破損した用排水路の整備に取り組む。</p>
市単独土地改良事業補助金	V-18	環境と調和した農林業の推進		用排水条件の改良及び農業用水の安定的な確保	地域農業者（水利組合等） （受益面積おおよそ1ha以上、事業主体2戸以上）	土地改良施設整備に要する経費の補助	計画どおり	8,000	H5		<p>①【小規模土地改良施設の適正管理】 17地区の水利組合等において、用水路の改修や堰の修繕などを実施した。施設管理者が施設を適正管理するため、引き続き、地元負担を軽減するための支援が必要である。</p> <p>②【継続的な支援の実施】 小規模土地改良施設の維持管理のため、引き続き支援に取り組む。</p>
農道舗装工事	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		営農コストの削減及び輸送作業の効率化、地域内の交通安全	県営経営体育成基盤整備事業で整備された未舗装の農道	舗装工事の実施	計画どおり	109,180	S58		<p>①【舗装工事の実施】 17路線において、舗装工事を実施した。営農コストの削減や輸送作業の効率化を図るため、引き続き、舗装工事を実施する必要がある。</p> <p>②【計画的な整備】 県に対して予算確保に向けた要望を行いながら、引き続き、優先度等を踏まえ、計画的な舗装工事を実施していく。</p>
原材料支給	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		用排水路等の条件の改善	土地改良区及び農業従事者（受益者2名以上）	用排水路等の補修用資材の支給	計画どおり	11,708	S45		<p>①【農業用排水路条件の改善】 材料支給申請を優先順位をつけ、予算の範囲内で支給した。農業用排水路条件の改善を図るため、引き続き、原材料支給を実施する必要がある。</p> <p>②【計画的かつ継続的な支援の実施】 限られた予算の範囲内で、優先度等を踏まえた支援に取り組む。</p>

多面的機能支払交付金〔農地維持・資源向上（共同）支払〕	V-18	環境と調和した農林業の推進		・農地・水環境の保全活動の推進	農業者、地域住民等により組織された活動組織	水路法面の草刈や泥上げ、農業施設の補修など、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動に要する経費の補助	計画どおり	165,827	H19		<p>①【多面的機能支払交付金活動の支援】 66活動組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要である。</p> <p>②【新規・事業拡大に向けた検討】 既存組織に対して事務負担の軽減に資する対策を検討するなど、活動の維持・拡大を支援するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、新規の活動団体の掘り起しや地域のキーパーソンの確保を図りながら、活動エリアの拡大に取り組む。</p>	
とちぎ”食と農”ふれあいフェア負担金	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化		地場農産物や加工品の消費拡大や販路拡大	・とちぎ食と農ふれあいフェア実行委員会	・「とちぎ食と農ふれあいフェア」開催経費の一部負担	計画どおり	120	H19		<p>①【県主催イベントへの出展】 県が主催するイベントに本市の農産物直売所や加工販売事業者などの3店舗が出展した。 農産物直売所や農村レストラン・都市農村交流施設の年間利用者が1,950万人に達し、さらに、市町や各地域団体が主催するイベントが開催されていることを踏まえ、所期の目的が達成したことから、県がイベント廃止を決定したため、本市においても平成30年度で終了とする。</p>	廃止・終了
農林業祭開催事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化		生産者と市民（消費者）の農林業に対する理解と関心を深める。	宇都宮市農林業祭開催委員会	・農林業祭（イベント）の開催経費の一部交付	計画どおり	2,700	S37		<p>①【イベント内容等の充実】 天候にも恵まれ、多くの来場者があり、本市の農林業振興や地産地消に関するPRができた。本市の農業への理解を深めるため、イベントを通じて農と触れ合う機会を確保するとともに、更なる誘客の促進に向けて内容の充実に取り組む必要がある。</p> <p>②【消費者等ニーズを踏まえたイベント内容等の検討】 関係機関と連携し、消費者等のニーズを踏まえたイベント内容や効果的なPR方法について検討しながらイベントの開催に取り組む。</p>	
食農体験学習事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化		児童及び生徒が、農業及び食への理解や関心を深め、併せて、豊かな心を育む。	各市立小・中学校の食育体験事業を実施する団体	・農作業体験及び自ら収穫した農作物の食味体験	計画どおり	5,301	H12		<p>①【体験学習の充実】 市内の全小・中学校において、食農体験学習を実施した。農や食への理解や関心を深めるため、引き続き、体験活動実施の支援に取り組むとともに、内容の充実を図る必要がある。</p> <p>②【地域や農業者と連携した体験学習の実施】 各学校における体験学習の内容の充実に向け、地域や農業者との連携を促進しながら、事業の実施支援に取り組む。</p>	
うつのみやアグリネットワーク推進事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化		6次産業化や農商工連携の推進	うつのみやアグリネットワーク運営委員会	・アグリネットワーク運営委員会が実施する、農業者と他産業者との連携促進の取組や、宇都宮の農産資源を活用した新商品創出を促進するための事業に要する経費の一部補助	計画どおり	6,530	H19		<p>①【会員同士の交流促進、新商品開発の支援】 異業種交流会等を開催するなど会員同士の交流促進を図ったほか、会員が自らの情報を発信しやすく、会員同士の連携を促進できるようなホームページのリニューアルを行った。また、新商品開発の支援を行い、4件が取り組み、3件の商品化に繋がったが、継続的な販売につながるよう検討する必要がある。</p> <p>②【新規会員の確保と会員同士の交流強化、新商品開発の促進】 今後は、より実需者のニーズにあった新商品を開発できるよう、展示商談会等での情報収集を行うとともに、お互いのニーズを把握できるよう異業種交流会等での会員同士の交流促進にさらに取り組んでいく。</p>	

うつのみや農産物ブランド推進事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化	戦略事業	うつのみや農産物のブランド力の向上	うつのみや農産物ブランド推進協議会	・うつのみや農産物ブランド推進協議会が実施する、認知度向上と販路拡大のためのPRなどの協議会事業や運営に対する経費の一部補助	計画どおり	6,832	H11		<p>①【首都圏等でのPRや認知度調査の実施】 「宇都宮餃子祭りin横浜」や「ふるさと祭り東京」などでブランド農産物等の試食や販売を実施し、平成30年度は出展した一部のイベントでブランド農産物のアンケート調査を実施したところ、いちごを除く宇都宮産農産物の認知度が概ね低い状況であることが改めて分かった。</p> <p>②【ブランド農産物認知度向上の強化】 今後もイベント出展などでのPRを継続しブランド農産物の認知度を高めるとともに、引き続き、アンケート調査を引き続き、実施し認知度の経年変化を測り、品目や場所に合わせたターゲットやPR手法等を検討し、認知度を高めるための工夫に努めていく。</p>	
宇都宮産輸出促進支援事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化	戦略事業	本市生産者が実施する宇都宮産農産物の輸出の支援	うつのみや農産物ブランド推進協議会	・うつのみや農産物ブランド推進協議会が実施する、農産物輸出に関するセミナー等の開催や、生産者が実施する農産物輸出の取組に対する支援に要する経費の一部補助	計画どおり	8,437	H28		<p>①【生産者自らの輸出の実施、タイ・バンコクでのフェアの開催】 販路拡大ミーティングの開催を通じ、輸出に意欲のある生産者と1回目のフェアで得た課題の解決や生産者自らの輸出実現に向け、意見交換をしながら、2回目となるタイでの宇都宮フェアを開催したところであるが、鮮度保持や物流コスト等の課題が残り、生産者自らの輸出の実現に向けて、引き続き、行政の支援が必要である。</p> <p>②【生産者が主体となった輸出の取組への支援】 引き続き、生産者等と対応方策を検討しながら、タイでの宇都宮産農産物の販売を目指すとともに、生産者の組織化等も視野に入れながら輸出の取組を支援していく。</p>	
地産地消推進事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化	戦略事業	安全安心な宇都宮産農産物を供給できる仕組みの構築	宇都宮市地産地消推進会議	・宇都宮市地産地消推進会議が実施する普及啓発や、地産地消推進店の認定及び地産地消推進店を活用したキャンペーン等の事業に対する経費の一部補助	計画どおり	8,787	H20		<p>①【地産地消推進店を活用したキャンペーン等の実施】 平成30年度は、引き続き、地場農産物・販売店等マッチング事業や地産地消推進店を活用したキャンペーン等を実施し、宇都宮産農産物の消費拡大の場を提供した。一方で、マッチング事業で成立しても取引が数回に止まるなど、継続的な使用につながらなかったケースもあった。</p> <p>②【安定的な物流の構築に向けた検討】 今後は、宇都宮産農産物を継続的に利用してもらえるよう、上記該当者等にヒアリングを実施し課題の洗い出しと対応方策を検討するほか、マッチング事業においては、よりまとまった量の取引を期待できる実需者をターゲットに宇都宮産農産物をPRしていく。</p>	拡大
米消費拡大事業	V-18	生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化		宇都宮産米の認知度向上と消費拡大	市民等	・特色ある宇都宮産米の配布	計画どおり	32,638	H27	独自性 先駆的	<p>①【はじめてごはん事業等の実施】 1歳6か月健診時に贈呈する「はじめてごはん事業」、小学校・中学校入学時に贈呈する「げんきにごはん事業」において、特色ある宇都宮産米3種と啓発パンフレットを配布したが、「げんきにごはん事業」でのアンケート結果では、「みやおとめ」、「特別栽培米」、「ゆうだい21」のどれも知らなかった保護者が約半数近いなど、宇都宮市産米が十分に知れ渡っていないことが分かった。</p> <p>②【特色ある宇都宮産米の認知度向上】 今後は、事業の継続に加え、イベント等様々な機会を捉えて宇都宮産米のPRをより積極的に行う。</p>	
農業技術高度化事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		農業生産技術の効率化・高度化	農業生産者、高度な製作・加工技術を有する企業・大学・研究機関	・農業技術高度化研究会の運営及び新技術の導入普及	計画より遅れ	0	H23		<p>①【作業機械開発の体制構築】 機械製作に知見のある農業者や企業と、新里ねぎ生産組合のマッチングを行い試作機製作のための体制を構築した。開発費用をおさえ、作業性の高い試作機を開発する必要がある。</p> <p>②【試作機製作の支援】 協力企業等の関係者と連携し、新里ねぎ組合が実施する試作機の製作や試験運用を支援する。</p>	

園芸作物生産施設等整備事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化	好循環戦略事業	園芸作物の生産振興による農業所得の安定化	農業生産者、宇都宮農業協同組合、農業生産法人、農事組合法人、その他園芸作物の生産団体	・パイプハウスをはじめ、園芸作物の品質や生産力、集出荷の効率化を図るための施設・機械等の導入に対する費用の一部補助	計画どおり	37,871	H15	<p>①【園芸作物の生産力の向上】 施設や機械の導入により、園芸作物の生産面積の拡大や作業の効率化が図られた。作業の省力化や生産物の品質向上に向けて、ICTの普及促進を図る必要がある。</p> <p>②【ICTの普及促進】 県農業振興事務所やJAと連携し、ICTの効果的な活用技術の周知を行い普及促進を図る。</p>	
新産地形成促進事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		収益性の高い新規作物の産地化による農業者の所得向上	宇都宮農業協同組合、農業生産法人、農事組合法人、その他農業者の組織する団体等	・新たな作物の試験栽培を行う生産者への技術的、財政的な支援 ・市場等ニーズ調査による産地化作物の選定	計画どおり	83	H26	<p>①【新産地形成に向けた取組の拡大】 研究会の設立を契機とした本市産レモンに係る報道により、レモンの生産者が徐々に増えている。また、市農業再生協議会の支援事業等の実施により、露地野菜(さつまいも、たまねぎ)の生産面積が拡大している。新たな産地形成に向けて、栽培技術の向上に加え、物流や販路の確保が重要となる。</p> <p>②【新たな作物の生産技術の向上や物流・販路の確保】 新たな産地形成に向け、県やJA等と連携し、露地野菜の生産拡大やレモン等の新規作物の試験栽培、物流体制の構築などを支援する</p>	
夏秋いちご産地拡大促進事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		夏秋いちごの産地化による、周年出荷が可能ないちご産地の形成	認定農業者、認定新規就農者	・夏秋いちご用生産施設等の整備費用の一部補助	計画どおり	3,000	H29	<p>①【生産者、生産面積の増加】 生産者誘致のPRや施設整備の補助事業により、生産者と栽培面積が増加した。実需者のニーズに応じた生産量を確保し、収益性の向上に向けて、安定的な生産体制を確立する必要がある。</p> <p>②【夏秋いちご(大谷夏いちご)の安定した生産体制の確立】 生産者間の情報共有や他産地視察、収量向上のための実証栽培の実施により、生産技術の向上を図るとともに、苗の確保など安定生産に向けた支援を行う。</p>	
産地パワーアップ事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		高収益な栽培体系への転換	農業生産者等、農業団体等	生産コストの削減や生産規模拡大等に必要施設・機械の導入費用の一部補助	計画どおり	60,407	H28	<p>①【園芸作物の生産力の向上】 施設や機械の導入により、園芸作物の生産面積の拡大や作業の効率化が図られた。</p> <p>②【産地力強化のための支援の実施】 引き続き、産地力強化のため、生産拡大のための施設整備や機械導入等の支援を実施する。令和元年度においては、いちごの生産施設整備を支援する。</p>	
人と環境にやさしい農業生産推進事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		環境に配慮した農業の普及・定着促進	宇都宮農業協同組合、農業生産法人、農事組合法人、その他農業者の組織する団体	・環境保全型農業に取組むために必要な施設・機械等の導入費用の一部補助	計画どおり	648	H13	<p>①【剪定枝の適正処理の推進】 果樹農家での剪定枝適正処理のための剪定枝粉砕機が十分に普及した。環境保全型農業の推進にあたっては、農業の適正使用や環境保全の取組を含む、適切な生産工程管理を行うための手法であるGAPの取組の必要性が高まっている。</p> <p>②【GAPの普及促進】 剪定枝粉砕機の導入支援は終了とし、新たにGAPの普及促進のための講習会を実施する。</p>	廃止 終了

需要に応じた米の生産振興事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		需要に応じた米づくりの促進	ゆうだい21生産者	ゆうだい21の安定生産のための栽培管理技術講習会等の実施	計画どおり	126	H30		<p>①【需要のある米の生産技術の普及】 業務用として需要のある米「ゆうだい21」の品種特性について生産者の理解が深まった。「ゆうだい21」は、気象状況の影響を受けやすいため、品種特性に応じた栽培管理が必要である。</p> <p>②【生育状況に合わせた講習会の実施】 引き続き、宇都宮大学をはじめとする関係機関と連携し、栽培スケジュールに合わせた栽培講習会等を実施する。</p>	
土地利用型農業低コスト化機械等整備事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		安定的な農業経営を支える基盤の確立	稲作の生産コスト低減に取り組む農業者、営農集団等	・生産コスト低減に向けた機械等の導入費用の一部補助	計画どおり	1,200	H28		<p>①【稲作の生産コストの低減】 作業省力化の機械導入により、育苗や定植の作業の省力化が図られ、稲作農家の生産コストの低減が図られているが、収益性の向上に向けて、より一層、生産コストの低減を図る必要がある。</p> <p>②【生産コスト低減の推進】 稲作農家の経営力の強化を図るため、直播や密苗・疎植など、生産の省力化やコスト低減に資する機械の導入を支援する。</p>	
宇都宮牛復興プロジェクト	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		宇都宮牛の生産拡大及びブランド力向上	宇都宮農業協同組合 宇都宮牛肥育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的飼養管理技術の向上に要する経費の一部補助 ・優良肥育素牛導入経費の一部補助 ・肥育に適した子牛生産のためのマニュアル実証支援 	計画どおり	2,699	H20		<p>①【宇都宮牛の品質の向上】 飼養管理技術向上のための取組や優良血統の素牛導入の支援により、宇都宮牛の上物(4等級以上)の出現率は上昇したところであるが、生産者部会である「宇都宮牛肥育部会」が他の肉牛生産者部会と統合され、宇都宮牛としての販売がJAうつのみや管内に限定された。和牛生産において素牛価格が高騰する中、和牛肥育農家の経営の安定化を図るためには、生産コストの低減を図る必要がある。</p> <p>②【肥育農家の一貫経営化への支援】 宇都宮牛については、本市農畜産物のリーディングブランドとしてブランド力の向上に取り組んできたところであるが、生産者部会の統合に伴い販路が限定的となったため、宇都宮牛復興プロジェクトは終了とし、牛協会と連携し地産地消推進のための取組を検討する。また、和牛肥育農家経営の安定化のため、新たに肥育と繁殖の一貫経営化に取り組む農家の支援を行う。</p>	廃止 終了
畜産経営力強化支援事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		畜産農業の経営安定	宇都宮農業協同組合 和牛改良専門部会、宇都宮農業協同組合養豚部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・優良繁殖雌牛導入経費の一部補助 ・畜産ICT機器導入経費の一部補助 	計画どおり	2,311	H16		<p>①【畜産農家の生産力の向上】 優良繁殖雌牛やICT機器の導入による生産力の強化により、畜産農家の収益性の向上が図られた。作業の省力化などによる畜産経営の安定化を図るため、ICTの普及促進を図る必要がある。</p> <p>②【畜産農家の経営基盤強化のための支援】 畜産農家の経営基盤の強化を図るため、和牛繁殖農家の優良血統の繁殖雌牛の増頭を支援するとともに、飼養管理の省力化や効率化のためのICT機器の導入を支援する。</p>	改善
家畜伝染病予防対策事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		家畜伝染病の発生防止	宇都宮市畜産振興連絡会議、宇都宮市酪農組合、宇都宮農業協同組合養豚専門部会	・各種家畜伝染病予防接種に要する経費の一部補助	計画どおり	406	S47		<p>①【家畜防疫支援と伝染病発生時の防疫体制強化】 家畜防疫団体の実施する予防接種費用の助成に加え、伝染病発生時に備え関係課による訓練を実施し防疫体制の強化を図った。国内において、豚コレラなどの発生が相次いでおり、引き続き防疫対策の強化に取り組む必要がある。</p> <p>②【家畜防疫対策の徹底】 予防接種等の支援を行うとともに、県やJA等の関係機関と連携し、情報収集等を行い生産者の防疫対策を徹底する。また、伝染病発生時に迅速に必要な対策を行うため、関係課と訓練を行うなど、緊急時に備え体制を強化する。</p>	

しいたけ生産基盤再生事業	V-18	農林業経営を支える生産体制の強化		しいたけ生産農家の生産活動継続に対する支援	福島第1原発事故の影響により、出荷の制限を受けている原木生しいたけ(露地)生産者 ・規模拡大を行う原木、菌床しいたけ生産者	・しいたけ栽培に要するほど木や菌床等の調達費用の一部補助	計画どおり	126	H25		①【原木露地しいたけ出荷制限解除取組支援、菌床しいたけ規模拡大】 原木露地しいたけの出荷制限解除に向け、2農家が安全な原木の調達に取り組んだ。また、菌床しいたけの生産農家の規模拡大が図られた。一方で、東日本大震災の原発事故の影響により、事故以前と比較し、しいたけの生産は大きく減少しており、生産力の強化のための支援を行う必要がある。 ②【しいたけの生産力の強化支援】 引き続き、原木露地しいたけの出荷制限解除に向けた生産工程管理の取組や菌床しいたけの規模拡大の取組を支援していく。	
森林ボランティア育成事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		森林整備を通じたボランティアの育成及び健全な森林の維持	宇都宮森林ボランティア会員	森林公園内の市有林における下刈	計画どおり	151	H13		①【森づくりの意識醸成・参加者の減少】 市有林の下刈りを通じ、健全な森づくりの意識醸成を図った。近年、参加者が少ないため、参加者を増加させていくような仕組みが必要である。 ②【事業内容の精査】 事業内容をよく精査・見直し、広く市民に森林への親しみ・理解促進を深めてもらい、意識の醸成を図っていくことができるような事業へと転換を図っていく。	
林野保護対策事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		普及啓発による山林火災の防止	森林公園周辺の古賀志山などへの登山者や一般市民など	林野パトロール	計画どおり	72	S40		①【人災の防災・危機感の薄れ】 グループによる一斉パトロール、その他随時実施しているパトロール、囃託員による監視により、人災の防止に努めることができた。近年火災等が起きていないことから、危機感の希薄化を防ぐため、より一層の注意喚起が必要である。 ②【さらなる注意喚起の実施】 職員・囃託員による林野パトロールや、消防などの関係機関と連携を図りながら、啓発グッズを活用し、さらなる注意喚起を行うなど、火の不始末による山林火災防止を中心に林野保護活動を行っていく。	
森林整備計画推進事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		計画に基づく森林の適正管理	地域森林計画対象民有林(7,591Ha)	・森林伐採に係る指導・助言 ・森林経営計画審査 ・林地開発許可業務	計画どおり	—	H10		①【森林整備計画の策定・新制度開始に伴う課題への対応】 適正な森林整備を推進するため、国・県・森林組合と緊密に連携し、森林整備計画の見直しを行った。また、「新たな森林経営管理制度」の開始に向けた人員体制の整備や事業計画の作成など基盤の整備を行った。令和元年度から開始となる「新たな森林経営管理制度」について、事業開始に伴い発生する事業サイクルの確立や担い手の確保といった課題に対し、適切に対応していく必要がある。 ②【事業の確実な遂行】 策定した森林整備計画に基づいた適切な森林管理を行うとともに、「新たな森林経営管理制度」における意向調査や森林管理権の設定など、県や森林組合と情報共有や連携を密に行いながら、確実に制度を運用していく。	
有害鳥獣対策事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		有害鳥獣の捕獲や防除による農林水産業等への被害軽減	個人、団体、捕獲許可者	・捕獲、防除に係る経費の一部補助 ・イノシシ捕獲者に対する報奨金の交付 ・猟友会による被害対策 ・捕獲機材の貸出や研修等の実施	計画どおり	21,539	H20		①【組織的な被害防止対策の推進・捕獲従事者の高齢化】 個人による捕獲を補完する組織的な対策を強化するため、対象地区や隊員数の拡大を図りながら、猟友会による捕獲や集落一体となった被害対策などを実施してきた。捕獲従事者の高齢化に伴い、わな見回りに係る負担軽減のためのICT機器活用の実用化に向けた取組が必要である。 ②【有害鳥獣対策事業補助制度等の活用促進】 引き続き、イノシシ等の被害対策のため防護柵設置等に係る経費の一部補助を実施していく。平成30年度、市内全域で増加するハクビシンによる環境衛生被害への対応のため、わなの貸出事業の対象を農業者以外の方にも広げ、併せて「わなの設置」、「捕獲個体の処分」に関する支援を創設した。今後、その活用について促進していく。また、ICTの実証実験を踏まえた実用化に向けた検討を進めていく。	拡大

とちぎの元気な森づくり県民税事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		森林の整備・管理や普及啓発による次世代への継承	市民	・ 里山林の整備 ・ 木工教室の開催	計画どおり	228	H20		<p>①【里山林整備と木工教室の開催・里山林整備の重要性に対する関心低下】 里山林整備事業では、通学路における見通しの悪い山林の刈払により、児童のための安全対策を図った。また、森づくり支援事業では、農林業祭にて木工教室を開催し、木の良さを感じてもらうことを通して、森林を守り育てる重要性の意識醸成を図った。里山林整備については、管理の重要性に対する意識の低さによる制度利用者の減少が課題となっている。</p> <p>②【里山林整備の重要性の意識向上】 市民や事業者にさらに事業を有効活用していただくため、効果的な広報・周知を行い里山林整備の重要性に対する意識向上を図っていく。</p>
民有林整備事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		民有林の森林施業を推進するための支援	・ 宇都宮市森林組合	下刈り、間伐、植栽などの民有林整備に対する補助	計画どおり	12,819	S54		<p>①【計画どおりの施業・担い手の不足】 森林施業を行うことができない森林所有者が増加している中、所有者から委託を受け、森林組合が行う民有林整備事業について、当初計画どおりの施業を実施することができた。今後、「新たな森林経営管理制度」が開始することに伴い、新たな担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>②【新たな担い手の確保・育成】 県が森林環境譲与税により実施する人材育成事業を十分に活用しながら、担い手の確保・育成に努めていく。</p>
市有林整備事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		市が主有する森林の公益的機能及び基金林としての機能維持	市有林	下刈り、間伐、植栽など森林の整備	計画どおり	13,338	S44		<p>①【市有林の更新等に係る計画の策定・計画に基づく施業】 市有林のもつ公益的機能及び基金林としての機能を維持していくため、「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)を策定した今後は策定した計画に基づき、計画5か年以内における適切な森林施業が必要である。</p> <p>②【計画的な施業】 森林の現地確認・測量・設計を綿密に行うとともに、災害の発生状況も考慮しながら5か年以内での適切な森林施業を進めていく。</p>
林道整備事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		森林整備や生活道及び災害時の侵入路として利用される林道の適正な管理	市有林道 宇都宮市森林組合	・ 林道の維持補修 ・ 林道・作業道の路面整備に対する補助	計画どおり	15,435	S45		<p>①【適切なメンテナンス・機能維持の確認】 市有林監視員の報告に基づいた早急な維持補修や森林組合による路網整備のほか、委託業務での草刈や看板の更新・新たな設置など、適宜必要なメンテナンスを実施</p> <p>②【計画的な整備】 森林整備の実施や生活上また緊急時において、路面の破損・崩壊は、車両の通行に支障をきたすなど、林道の機能不全の原因となるため、現況を把握しながら計画的な整備に取り組んでいくとともに、森林組合が管理する林道等の整備についても、支援をしていく。</p>

林道災害費復旧補助金	V-18	環境と調和した農林業の推進		災害で崩壊した林道の迅速な復旧	市森林組合	崩壊林道の復旧のための補助	—	20,253	H20		<p>①【被災路線の復旧への補助・補助申請の遅延】 平成30年8月の大雨により被災した森林組合が管理する林道5路線に対し、補助金を交付し、復旧を図った。事業を進めるうえで、事業着工までに時間を要したことが課題となった。</p> <p>②【迅速な復旧に向けた森林組合との連携強化】 災害時における被災規模を早期に把握し、迅速な復旧を実施するため、県や森林組合との連携強化に努める。</p>	
林地台帳整備費	V-18	環境と調和した農林業の推進		森林情報の精度を向上させ、森林に係る施策等へ活用	市	林地台帳の整備	計画どおり	4,591	H30		<p>①【精度の高いシステムの整備・追加機能や情報の精査】 市が保有する登記情報、地籍図、航空写真、県が作成する森林所有者情報等のマッチングによりさらに精度の高いシステムを整備した。森林整備事業推進への有効活用のため、追加していく機能や情報を精査していく必要がある。</p> <p>②【台帳のさらなる精度向上】 「新たな森林経営管理事業」等の事業運営と併せ、台帳へ追加する所有者情報や森林情報などを精査し、台帳の精度を高めていく。</p>	
バイオスタウン推進事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		循環型社会の形成の実現	市、市民、農協、森林組合等の地元経済団体	バイオマス利活用の検討	計画どおり	0	H19		<p>①【バイオスタウン構想の終了・バイオマス利活用の推進】 バイオマスの利活用について、概ね各個別計画に位置づけられ、計画的かつ継続的に利用がなされていることから、「バイオスタウン構想」については計画期間満了に伴い終了するが、バイオマスの利活用については、引き続き、推進をしていく必要がある。</p> <p>②【各分野における取組】 利活用の取組が定着しているバイオマスについては、取組を推進する各分野の法令や計画に基づきながら、積極的な利活用を継続していく。 利用率の低いバイオマスについては、国・県の動向も踏まえ、技術革新の進展を見極めながら、各部署において利活用の推進に努めていく。</p>	廃止・終了
森林・山村多面的機能発揮対策事業	V-18	環境と調和した農林業の推進		森林の適切な管理への支援による多面的機能の発揮	地域自治会、NPO法人、森林組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑草木の刈り払い、植栽等 ・ 竹・雑草木の伐採等 ・ 木質バイオマス、特用林産物植付 ・ 歩道や作業道の作設・改修等への補助 	計画どおり	149	H25		<p>①【森林保全活動の実施・活動組織の育成、自立的活動への移行】 各活動団体が活動目標及び結果測定のためのモニタリング方法を自ら定めて森林保全活動を実施した。活動組織の育成と交付金交付期間(3年間)終了後の自立的活動への移行が課題となっている。</p> <p>②【着実な事業推進】 事業の採択など事業の中核を担う「(公社)とちぎ環境・みどり推進機構」と連携し、活動組織の育成や自立的活動への移行についての支援に取り組む。</p>	

環境検査事務	V-19	良好な生活環境の確保		生活環境の保全に係る行政指導に必要な検査データの提供	・環境保全所管課	・生活環境を確保するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	7,648	H10		<p>①【環境検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <p>食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを提供するため、担当課から依頼された検査について、迅速かつ正確に実施したほか、ゴルフ場排水水中の農薬の検査法を確立し、検査項目を拡充することにより、行政指導に必要な検査データを円滑に提供するとともに、検査精度の向上を図るため、イオンクロマトグラフ等の機器更新に伴う検査法の検討に取り組み、生活環境の確保を図った。</p> <p>②【試験検査の充実と調査研究の推進】</p> <p>生活環境の保全に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、引き続き、衛生環境試験所運営計画に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、異常水質事故発生時に迅速に対応できるよう、検査法を検討するなど、調査研究に取り組んでいく。</p>
清掃事業協力者表彰	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		ごみの減量化・資源化及び地域における環境美化活動を推進する。	地域の美化及びリサイクルの推進に貢献している個人または団体	・表彰の実施	計画どおり	45	S50		<p>①【地域における環境美化活動等の継続・活性化】</p> <p>・清掃事業協力者の功績に対する感謝状の贈呈を通じて、市民や団体がそれぞれの地域における環境美化活動等の継続や活性化につなげることができた。</p> <p>・長期的に環境美化活動を継続している個人や団体への表彰者数は、一定数を保っているものの、新たに活動に参加する個人や団体への動機付けを行い、継続的に活動する個人や団体を確保する必要がある。</p> <p>②【市民活動の活性化につながる取組の推進】</p> <p>今後も、環境美化活動等に貢献する市民や団体を表彰することにより、活動に対する励みとしながら、周囲の方への参加のきっかけづくりとなるよう、活動の更なる活性化と3Rに関する市民意識の醸成を図る。</p>
リサイクル推進活動支援事業	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進する。	リサイクル推進員	・研修会・施設見学会の開催 ・情報紙「みやくりん」の発行	計画どおり	964	H14		<p>①【リサイクル推進員との連携による、ごみステーションの適正管理等】</p> <p>リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動を支援することができた。引き続き、リサイクル推進員による地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進していく必要がある。</p> <p>②【リサイクル推進員の育成と活動支援】</p> <p>研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援を実施していくとともに、研修会資料の見直しなどにより研修会の充実に取り組む。</p>
3R周知啓発推進事業	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		市民に対する3Rの取組の一体的かつ効果的な周知を行う。	市民	・分別講習会等の開催 ・3R啓発冊子(社会科補助教材)の作成・配布 ・ごみ分別アプリを活用した各種情報提供 ・不動産管理会社や大学等への分別に係る周知啓発	計画どおり	1,584	H15		<p>①【ごみの分別・資源化に関する市民の協力度・理解度の向上】</p> <p>自治会における分別講習会や各種イベント等、あらゆる機会や場などを活用した様々な周知啓発の実施により、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上につなげることができた。引き続き、分別に関する情報が十分に伝わりにくい世帯に対する周知啓発の強化など、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図る必要がある。</p> <p>②【あらゆる機会や場などを活用した周知啓発の実施】</p> <p>自治会等における分別講習会や各種イベント、地区市民センター・子育てサロンなど、あらゆる機会や場などを活用した様々な周知啓発の実施による5種13分別の徹底強化のほか、市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対する周知啓発の強化に取り組む。</p>

資源物集団回収推進事業	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		地域コミュニティの活性化と資源化を推進する。	集団回収実施団体	・集団回収に対する報償金の交付	計画どおり	39,271	S53		<p>①【資源物集団回収実施団体の支援】 新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭における独自回収などの資源化ルートの多様化などの影響により、回収量が減少傾向にある中、実施団体を支援し、集団回収の活性化を図ることができた。今後は効果的・効率的な資源物集団回収の仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>②【事業の活性化に向けた周知啓発や、効果的・効果的な回収の仕組みの検討】 資源物集団回収活動の活性化を図るため、事業の周知啓発の強化を図るとともに、指定回収者等との情報交換による現状の把握や、他自治体の取組等を参考にしながら、効果的・効果的な資源物集団回収の仕組みについて検討を行う。</p>
家庭用生ごみ処理機設置費補助金	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		家庭系ごみの減量化・資源化を推進する。	市民	・家庭用生ごみ処理機の購入費の助成	計画どおり	1,909	S61		<p>①【家庭における生ごみの減量化・資源化の取組促進】 家庭用生ごみ処理機の補助件数は近年減少傾向にあったが、周知啓発等の強化により増加し、その後は横ばいで推移している。引き続き、家庭における生ごみの減量化・資源化の取組を促進するため、補助制度の活用に向けた周知を強化していく必要がある。</p> <p>②【家庭用生ごみ処理機設置費補助制度の更なる活用促進】 家庭における生ごみの減量化・資源化に向けて、事業の周知啓発の強化や、補助制度の活用促進に向けた制度の見直し等についての調査・研究を実施する。</p>
廃食用油・使用済小型家電資源化事業	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		・資源循環利用の推進及び市民の資源化意識の向上を図る ・障がい者の自立支援を促進する。	市民	・廃食用油の回収・資源化 ・使用済小型家電の回収・資源化	計画どおり	3,602	廃食用油 H19 使用済小型家電 H20		<p>①【拠点回収の定着化による、安定した回収量の確保】 拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保できている。引き続き、事業の周知啓発を行い、市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、南清掃センター稼働停止を見据えた体制について検討する必要がある。</p> <p>②【資源化と適正処理の確保に向けた回収体制の検討】 循環型社会の実現に向けた市民意識の向上を図るため、様々な機会を通じた周知啓発を行い、更なる回収量の増加に取り組むことと併せ、障がい者団体等との連携による効果的な回収を実施する。使用済小型家電については、南清掃センター稼働停止を見据えた体制整備や今後の資源化の取組について検討を実施する。</p>
剪定枝資源化事業	V-19	ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進		家庭系焼却ごみの減量化及び資源の循環利用の推進と市民の資源化意識の向上を図る。	市民	・剪定枝の資源化(チップ化) ・チップの利活用促進	計画どおり	10,289	H25		<p>①【拠点回収による安定した回収量の確保及び市民ニーズの把握】 南清掃センターにおける拠点方式による剪定枝の受入を実施し、取組の定着化が図られたことにより、安定した回収量を確保できた。また、ステーション方式による剪定枝収集のモデル事業やアンケート調査を実施し、市民のニーズや課題を抽出することができた。</p> <p>②【資源化量の拡大及び本市に適した多様な回収体制の検討】 引き続き、南清掃センターにおける剪定枝の通年受入による資源化を実施するとともに、南清掃センター稼働停止を見据えた回収体制の確立及び資源化量の拡大が図られるよう、本市に適した多様な回収方法についての調査・研究を実施する。</p>
ふれあい収集事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		高齢者や障がい者で、自らごみステーションへごみを持ち出すことが困難な方に対する負担を軽減する。	親族や地域コミュニティ等の協力を得ることができず、自らごみ等を排出することが困難な高齢者や障がい者	・戸別訪問によるごみ収集	計画どおり	0	H24		<p>①【対象者数の増加への対応】 対象者数の増加に対応するため、収集車両の台数を増やすとともに、収集ルートの見直しを実施した。引き続き、適切に事業を実施するための収集運搬体制を確保する必要がある。</p> <p>②【効率的な収集体制の確保】 超高齢化の進行などに伴い、増加が見込まれる対象者への対応を図るため、効率的な収集体制を確保し、引き続き、事業を適切に実施する。</p>

ごみステーション適正管理事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		地域の良好な生活環境と公衆衛生を確保する。	・市民 ・ごみステーション	・ごみステーションの美化や環境衛生の保持 ・分別・排出指導	計画どおり	1,272	S44		<p>①【自治会、管理会社等への情報提供および指導】 市民やごみ収集事業者等からの情報に基づき、現地確認および分別指導チラシの配布、自治会や管理会社への情報提供、指導等を実施した。引き続き、ごみステーションの適正維持・管理を徹底する必要がある。</p> <p>②【ごみステーションの適正管理の推進】 自治会や集合住宅管理者等との連携による、ごみステーションの適正な維持管理や美化への支援を実施する。維持管理の行き届いていないごみステーションについては、市民やごみ収集事業者等からの情報を集約し、適切かつ迅速な指導を行い、ごみステーションの適正管理を推進する。</p>
もったいない運動の推進	V-19	環境保全行動の推進		すべての市民・事業者が「ひと・もの・まち」を大切に 「もったいないのこころ」をもった日常生活・事業活動の主体的な実践	・行政(宇都宮市) ・市民 ・事業者	「もったいない運動市民会議」を中心とした普及啓発の展開	計画どおり	5,285	H17	独自性	<p>①【全世代への普及啓発】 市民会議設立10周年記念事業による年間を通じたキャンペーンにより、タウン情報誌やアプリによる「もったいない運動」の周知啓発、食品ロス削減の意識向上・実践を目的とした「残しま10！キッチン」講習会や幼少期からのもったいないこころを育む「もったいない体操」講習会など、「もったいない運動」の認知度が低い若年層を含む全世代に対して普及啓発を図ることができた。</p> <p>②【もったいない運動の効果的な推進】 次の10年に向けた第1歩として、原点に立ち返った事業やこれまで継続的に取り組んできた事業のほか、市民会議と連携しながらより効果的な「もったいない運動」の定着を図る。 ・持続可能な都市を目指すため、「誰も置き去りにしない」というSDGsの理念に通じている「もったいない運動」及びSDGsの周知啓発について、全庁を挙げて取組を推進する。</p>
環境マネジメントの推進	V-19	環境保全行動の推進		市の事務事業における環境負荷の低減や行政コストの削減	市のすべての施設	「宇都宮市役所環境マネジメントシステム(もったいないEMS)」に基づく庁内環境配慮行動の推進及び監査	計画どおり	364	H30		<p>①【もったいないEMSの円滑な導入】 ・平成30年度から運用を開始した本市独自の環境マネジメントシステムである、「もったいないEMS」について、監査や委員会の実施により、円滑に運用できたほか、研修の拡充による職員環境配慮意識の向上やシステムのスリム化による事務負担の削減を図ることができた。 ・指定管理施設を含む全ての市有施設についても、「もったいないEMS」に基づいた取組を推進する必要がある。</p> <p>②【環境目標達成に向けた効果的な運用】 ・「環境都市うつのみや」の実現を目指し市民や事業者の率先垂範となるよう、環境目標の達成に向け、引き続き、省エネ・省資源の推進やグリーン購入の推進、ごみ排出抑制など、行政活動による環境負荷の低減に取り組むとともに、エネルギー使用量の削減や環境法令遵守の徹底などに取り組んでいく。 ・指定管理施設への導入については、関係課と連携を図りながら、一部施設への試験的な導入・検証により、施設全体への円滑な導入について調整を進めていく。</p>
みやエコ推進事業	V-19	環境保全行動の推進		・環境マネジメントシステムによる家庭・学校・事業所における市独自の環境配慮行動の普及・促進 ・環境を大切にする「もったいない宮っ子」の育成	・家庭 ・小中学校 ・事業者 ・幼稚園・保育園・認定こども園	・家庭・学校・事業者の計画的な環境配慮行動の実践に対し、主体別に、本市独自に「みやエコファミリー」、「みやエコスクール」、「ECOうつのみや21」として認定 ・幼稚園などにおいて、環境保全に親しむ活動が良好な園に対し、「みやエコ園」として認定	計画どおり	410	H13		<p>①【第3次環境基本計画の目標達成に向けた取組】 ・「みやエコファミリー」について、協力店やイベントでキャンペーンを実施し、今年度の認定家庭数が4,333世帯となったが、第3次環境基本計画における目標値である5,000世帯の認定に向けて引き続き取り組む必要がある。 【みやエコ園との連携】 ・「みやエコ園」を対象とした活動支援「みやエコおてつだい」を平成30年度から新たに3園で実施し、遊びを通して環境について学ぶ機会を提供することができた。 【もったいないEMSとの連携】 ・「みやエコスクール」について、小中学校もEMSの対象となっていることから、校内の美化活動だけでなく、エネルギー使用量の削減についても積極的な実践を促す必要がある。</p> <p>②【新規認定に向けた働きかけ】 ・「みやエコファミリー」について、認定家庭数拡大に向け、広報紙やSNS、イベント等を活用した周知啓発を実施するとともに、推進店等への協力依頼に取り組む。 ・「ECOうつのみや21」について、認定数が少ない中小企業向けの周知を実施するとともに、庁内外の事業所向けセミナーなどを活用した情報発信を行う。 ・「みやエコ園」について、未認定園への積極的な働きかけや、「みやエコおてつだい」の活用について周知を行う。 ・「みやエコスクール」について、未認定校に対して働きかけを行うとともに、認定校においては、先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。</p>

環境学習の推進	V-19	環境保全行動の推進		環境問題に対する意識啓発と環境を大切に する人づくり	・市民 ・事業者	・環境学習センターを拠 点とした人材育成 ・環境学習講座の開催	計画 どおり	31,751	H13		<p>①【新施設稼働に伴う環境学習への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターの運営について、指定管理者の更新を行い、(仮称)新北清掃センター等の人員配置検討に合わせた施設見学や実施体制について、(仮称)新北清掃センター等と環境学習センターの役割分担などの方向性をまとめることができた。 ・新施設の稼働に伴う施設見学や講座の実施内容等について、具体的に検討を進めていく必要がある。 <p>【学校教育等と連携した更なる環境学習の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センター事業において、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた講座を市内2小学校に提供することができた。 <p>②【効果的な環境学習の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設における効率的・効果的な環境学習の提供に向けて、教材や備品等の整備など、部内各課や環境学習センター等と連携を図りながら進めていく。 <p>【ESDの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センター一般講座においても、ESDの視点を取り入れた講座を試験的に実施する。
「みやCO2バイバイプロジェクト」の 推進	V-19	環境保全行動の推進	市民や事業者における 環境行動の機会の 創出	・市民(太陽光発電シ ステム設置世帯) ・カーボンオフセット 等の環境行動を実 践する事業者 ・「みやの環境創造 提案・実践事業」参 加団体	・市民の住宅用太陽光 発電システム設置により生 み出したCO2削減量(環 境価値)のクレジット化 ・市内事業者等へのク レジット売却 ・売却益による学生団 体の環境活動の支援	計画 どおり	0 (歳入 450)	H26		<p>①【参画事業者の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツや本市イベントの各種事務局に周知を行った結果、新たに5事業者が本事業に参画した。 ・更なる環境行動の機会の創出に向け、プロジェクト登録者数を増加させることが必要である。 <p>②【プロジェクトへの参画市民の確保と事業者への周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民・事業者の積極的な参画を促すため、広報紙・HP・イベントなどで幅広く周知啓発を行うほか、家庭向け低炭素化普及促進補助金申請者やイベント等への参加事業者に対して直接的な協力依頼を行うことで、プロジェクトに参加する市民やクレジットの購入事業者を確保する。 	
みやの環境創造提案・実践事業の 推進	V-19	環境保全行動の推進	環境活動を担う人材 の育成	・市内の環境課題の 解決に取り組む学 生団体(高校生、専 門学校生、大学生)	学生団体の実践活動に 係る費用の一部を助成	計画 どおり	596	H26		<p>①【活動団体の増加及びHP上における活動成果の周知の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、活動団体が8団体に増加。また、各年度ごとの団体の活動成果を取りまとめ、市HP上で周知を行った。 ・活動成果の活用方法や環境創造基金の状況を踏まえた、今後の事業展開の検討が必要である。 <p>②【各団体の活動と持続可能な開発目標(SDGs)との関連づけ、活動成果の活用方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、提案の際に各団体の活動とSDGsのゴールを関連づけ、更なる情報発信を行う。 ・活動成果の出前講座への活用や、みやCO2バイバイプロジェクトによるクレジット創出量を踏まえた今後の事業展開について検討する。 	
自立分散型の再生可能エネル ギー等の普及促進 (家庭向け低炭素化普及促進補助 事業)	V-19	地球温暖化対策の推進	家庭からの温室効果 ガス排出量の削減	市内の自ら居住す る住宅に「創エネ機 器」である太陽光 発電システム、「蓄エ ネ機器」である太陽 光連携固定式蓄電 池・太陽光連携電気 自動車(EV)、「太陽 光連携機器」 (V2H)、「燃料電池」 であるエネファーム を設置した者、又は 市内の当該システ ム付の建売住宅を 購入した者	「創エネ・蓄エネ連 携システム」の導入に 係る設置費用の一 部を補助	計画 どおり	85,300	H28 (太陽 光への 補助は H15)	トップク ラス	<p>①【補助制度の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した補助制度の周知・啓発及び固定価格買取制度による買取期間の終了など外的要因を受け、蓄電池の申請件数が増加した。 ・電気自動車や太陽光EV連携機器の利活用方法を含めた、市民の自立分散型エネルギーの理解促進が必要である。 <p>②【自立分散型エネルギーの周知・啓発及び補助制度見直しの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型エネルギーの普及のため、引き続き市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国の動向等を踏まえ、補助対象機器を含めた補助制度見直しの検討を行う。 	
自立分散型の再生可能エネル ギー等の普及促進 (太陽光発電向け市有財産貸出 事業)	V-19	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー の普及促進、環境ビ ジネス創出による地 域経済の活性化	太陽光発電システ ムの設置を希望す る市内に本社又は 事業所のある法人	未利用の屋根や土地 などの市有財産を太陽 光発電の設置を前提 として貸し出す。	計画 どおり	0	H24		<p>①【更新手続き等の円滑な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者および施設所管課と連携しながら、更新手続きを行ったほか、既設の施設や設備を適時確認し、適切な事業の運用を行った。 ・貸出施設の屋根改修や事業者の変更など、事業継続に影響する事案が発生したが、適宜関係課と連携し、事業継続に向けての各種手続きを行った。 <p>②【貸出施設及び事業者の状況に合わせた適正な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出施設における改修工事予定や事業者の経営状態などの情報把握に努め、迅速な対応と円滑な事業の継続に取り組む。 	

自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進 (事業所におけるエネルギー利用のスマート化)	V-19	地球温暖化対策の推進		事業者における省エネに対する理解の促進と意識の醸成	・中小事業者	・省エネルギーセミナーの開催	計画どおり	207	H26	<p>①【事業者に対する取組の周知と参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小事業者(小規模事業者を含む)の省エネ意識の醸成と主体的な省エネ行動の拡大を図るため、年2回「省エネルギーセミナー」を実施するとともに、省エネ改修等の事例をまとめた「省エネガイドブック」を活用し、中小企業への周知啓発を図った。 ・事業者における更なる省エネルギーの促進に向けたニーズ把握が必要である。 <p>②【新たな支援策の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者支援をより充実させていくため、新たに省エネ出前講座を実施するとともに、専門家の支援を活用しながら、事業者に配付した省エネガイドブックの利用状況や省エネ支援ニーズを調査し、新たな支援策の検討を進める。
自立分散型の再生可能エネルギー等の普及促進 (市有施設におけるエネルギー利用のスマート化)	V-19	地球温暖化対策の推進		市有施設におけるエネルギー利用の更なる効率化・最適化	・市有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないEMSの運用による効率的なエネルギー使用の推進 ・地区市民センターに設置した蓄電池の有効活用 ・本庁舎へのLED導入 	計画どおり	0 (92,120)	H26	<p>①【エネルギー使用状況調査の実施及び本庁舎へのLED導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センターにおける太陽光及び蓄電池の有効活用を検討するため、事業者と連携し、地区市民センターのエネルギー使用状況の調査を実施した。 ・本庁舎(3階、14大会議室、議会議場を除く)へLED照明を導入した。(電力及びCO2の約70%削減見込み) ・実効性の高い省エネ方策の抽出と他施設への普及展開方法の検討が必要である。 <p>②【実効性のある省エネ方策等の検討及び地区市民センターにおける蓄電池等の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の大きい施設について、省エネ診断を実施し、更なるエネルギー使用の効率化を目指すとともに、実効性のある省エネ方策や再エネ導入策について検討する。 ・エネルギー使用状況調査結果を踏まえ、地区市民センターにおける太陽光発電・蓄電池の平常時の有効活用方法を検討する。 ・庁舎管理部門などの関係課と連携し、引き続き本庁舎のLED化を進めるとともに、市民に対しLED事業効果の周知に努める。
EV(電気自動車)等低環境負荷型自動車の普及促進	V-19	地球温暖化対策の推進		市民への低環境負荷型自動車の普及拡大	・市民	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等でのEVの普及啓発の実施 ・家庭向け低炭素化普及促進補助事業の実施 ・EV体験の出前講座の実施 	計画どおり	0	H23	<p>①【さまざまな機会を活用した普及啓発、導入支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車を活用し、出前講座の開催やイベントでの電源供給実演を行い、低炭素型自動車の周知啓発を行った。 ・太陽光発電と連携したEVの補助申請件数増に向け、自動車販売店協会などへの周知を行いながら補助事業を実施した。 ・市民の低炭素型自動車に対する更なる理解促進が必要である。 <p>②【自立分散型エネルギーの更なる周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、出前講座やイベント等の機会を活用し低炭素型自動車の周知を行うとともに、本年度から順次、固定価格買取制度の買取期間が終了することを踏まえ、電気自動車が蓄電池として活用でき、移動も可能であるといった優位性もあることを自動車メーカー、ハウスメーカー等と連携し、周知・啓発を行う。
LRT沿線の低炭素化促進事業	V-19	地球温暖化対策の推進	好循環P戦略事業	LRT沿線における低炭素化の推進	・市民 ・事業者 ・行政	・LRT沿線の低炭素化促進に向けた検討	計画どおり	0	H28	<p>①【事業の実現に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジットセンターのゼロエネルギー化の方針について検討を行った。 ・環境省のモデル地域として地域新電力の事業スキームや事業採算性の詳細調査を実施するとともに、本市における再エネの地産地消方法として地域新電力が有力な手法であることを確認した。 ・第2次宇都宮都市交通戦略に関連施策として端末交通の低炭素化などが位置付けられた。 ・地域新電力事業や、本市が進める既存事業との整合・調整が必要である。 <p>②【事業の実現に向けた具体的な検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等の調査のほか、庁内他事業との調整を図りながら各TC及び周辺街区ごとに最適な低炭素化技術の検討を行う。 ・端末交通の電動化による低炭素化やモーダルシフトの促進に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。 ・地域新電力会社の事業計画を作成するとともに行政が関与する事業スキーム等について、民間事業者と連携して協議・調整を行う。

生物多様性保全の推進	V-19	生物多様性の保全		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に関する意識の醸成を図る。 ・関係課等と連携のうえ、生きものの生息・生育環境のつながりの確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・各事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する市民理解の促進 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する行動・配慮の促進 	計画どおり	176	H23	<p>①【生物多様性に関する意識の醸成】</p> <p>パネル展や出前講座など「うつのみや生きものつながりプラン」の各種啓発事業の実施により、生物多様性の認知度の割合が上昇したが、目標達成には至っていないことから更なる周知啓発を行う必要がある。</p> <p>②【企業や教育現場における効果的な啓発手法の検討】</p> <p>引き続き、生物多様性保全の周知啓発や人材育成に係る各種事業に重点的に取り組み、生物多様性保全に関する市民意識の醸成を図っていく。また、企業や教育現場での啓発については、関係機関等と連携しながら、効果的な啓発手法を検討する。</p> <p>①【生きものとその生息・生育環境の保全の推進】</p> <p>自然環境保全地域等の監視活動や、自然環境保全活動を行う学校、団体等への支援を行うとともに、特定外来生物に関する市民からの通報への対応や情報収集を県と連携して実施した。学校、団体等への更なる効果的な支援や、各種特定外来生物の分布状況などについて最新の情報を収集するとともに、市内で確認された際に適切な対応を取る必要がある。</p> <p>②【学校、団体等の保全活動の促進と特定外来生物に関する周知啓発】</p> <p>引き続き、自然環境保全地域等の監視活動や、学校、団体等への支援、外来種に関する情報収集及び周知啓発などを行っていく。また、市民による生きものの生息・生育情報を収集する手法や、学校、団体等の保全活動を更に促進する仕組みづくりについて検討する。また、特定外来生物については、市民からの問い合わせや防除対策等について県など関係機関と連携した対応を取るとともに、確認された際は侵入状況などを踏まえ効果的な周知啓発等に取り組む。</p>
自然環境アドバイザー会議	V-19	生物多様性の保全		自然環境専門家によるアドバイザー会議を開催し、自然環境に配慮した公共事業の実施に向けたアドバイスを受ける。	市(公共事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市公共事業における生物多様性への配慮 	計画どおり	159	H10	<p>①【アドバイザー会議の適切な運営】</p> <p>本市の公共事業を実施するにあたり自然環境への負荷を低減しながら事業の推進を図ることを目的として、全3回のアドバイザー会議を開催し、事業実施課において専門家からの助言を事業手法に反映した。公共事業の実施にあたっては、引き続き専門家から意見を聴取し、自然環境の負荷低減を図る必要がある。</p> <p>②【アドバイザー会議の継続的な開催】</p> <p>事業の進捗状況に合わせ適宜アドバイザー会議を開催し、引き続き専門家から意見を聴取するなど公共事業に係る自然環境への負荷低減を図っていく。</p>
大気汚染状況の監視	V-19	良好な生活環境の確保		大気汚染物質の環境基準等の達成状況を把握するとともに、大気汚染物質や石綿による被害を防止する。	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の調査、公表 ・光化学スモッグ、PM2.5に係る注意喚起 ・石綿飛散防止対策 	計画どおり	29,822	S46	<p>①【大気汚染の適切な状況把握】</p> <p>光化学スモッグやPM2.5の監視の強化やその他項目の監視の効率化など、大気汚染常時監視体制の見直しを行った。本市の大気環境は良好に保全されているが、大気汚染の状況を引き続き適切に把握する必要がある。</p> <p>②【継続的な大気汚染の状況把握】</p> <p>大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。</p> <p>①【災害発生時における石綿の飛散防止】</p> <p>災害時における石綿の飛散の防止のため、「宇都宮市災害時における石綿飛散防止に係る対応マニュアル」を策定した。当該マニュアルに基づき、災害発生時には円滑かつ迅速な対応を行っていく必要がある。</p> <p>②【石綿使用建築物等の把握】</p> <p>本マニュアルに基づき庁内連携体制により、石綿使用建築物等の把握等、災害発生時に備え、平常時に必要な準備を進めていく。</p>

水質汚濁状況の監視	V-19	良好な生活環境の確保		水質汚濁物質の環境基準等の達成状況を把握するとともに、地下水汚染や異常水質事故による被害を防止する。	市民	・水質汚濁防止法に基づく河川・地下水の水質調査・公表 ・地下水汚染判明時の調査、発生源指導、周知等 ・異常水質事故発生時の流出防止対策、発生源調査・指導、周知等	計画どおり	7,063	S46		<p>①【河川・地下水の水質の適切な状況把握】 長年検出されていない項目の検査を終了するなど、河川・地下水調査項目の一部見直しを行った。本市の水環境は良好に保全されているが、河川・地下水の水質の状況を引き続き適切に把握する必要がある。</p> <p>②【継続的な水質の状況把握の実施】 発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。</p> <p>③【異常水質事故の未然防止】 河川への油類流出等、異常水質事故が21件発生したが、すべて適切に対処した。今後も適切な対処と併せ、当該事故は未然に防止し、生じる被害は最小限に留める必要がある。</p> <p>④【事故発生の未然防止と被害の最小化】 異常水質事故発生時は国、県及び庁内関係部局と緊密に連携を図り適切に対処するとともに、当該事故発生の未然防止と被害の最小化のため事業者等への効果的な啓発を行っていく。</p>
騒音振動調査	V-19	良好な生活環境の確保		自動車や新幹線騒音等の環境基準等の達成状況を把握するとともに、各所への要望・要請により騒音振動の低減を図る。	市民	・騒音規制法等に基づく自動車騒音、新幹線騒音振動調査 ・陸上自衛隊北宇都宮駐屯地周辺航空機騒音調査 ・防衛省、自衛隊、JR東日本等への要望・要請	計画どおり	9,460	S51		<p>①【騒音・振動の適切な状況把握と快適な生活環境の確保】 騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊、JR東日本に対し、各1回要望書を提出した。本市の生活環境は概ね良好に保全されているが、航空機騒音等による市民からの苦情が発生していることから、引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。</p> <p>②【継続的な状況把握と要望活動の実施】 航空機騒音測定機器の計画的な更新等により測定値の信頼性を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に、防衛省、自衛隊、JR東日本等への要望活動を行っていく。</p>
放射線量や化学物質の調査	V-19	良好な生活環境の確保		ダイオキシン類の環境基準達成状況や放射線量の状況を把握する。	市民	・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境中のダイオキシン類調査・公表 ・市域の空間放射線量調査	計画どおり	4,209	H11		<p>①【ダイオキシン類・空間放射線量の適切な状況把握】 ダイオキシン類・空間放射線量の状況を適切に把握した。本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。</p> <p>②【継続的なダイオキシン類・空間放射線量の測定】 社会情勢等を考慮し、調査地点や調査頻度について適宜見直ししながら、市民の安心感確保のため、引き続きダイオキシン類・空間放射線量の測定を行っていく。</p>

工場・事業場の監視・指導	V-19	良好な生活環境の確保		環境法令に基づく届出の適切な審査や厳格な立入検査等により公害の発生を未然に防止する。	事業者	・環境法令に基づく特定施設の設置届等の審査 ・環境法令に基づく工場・事業場への立入検査 ・公害苦情対応	計画どおり	846	S43		<p>①【規制基準超過事業場数の削減】 排水基準を超過した工場・事業場が3件発生し、河川等への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。引き続き、規制基準超過事業場がゼロとなるよう適切な立入検査を継続していく必要がある。</p> <p>②【定期的な立入検査の継続と監視の重点化】 規制基準超過事業場数の削減のため、各工場・事業場への定期的な立入検査を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場については、立入検査回数を増やすなど監視を重点的にやっていく。</p> <p>①【解体等工事における石綿の飛散防止強化】 石綿飛散防止に係る届出義務のある解体等工事すべて(33件)について立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。今後は石綿の更なる飛散防止強化のため、石綿飛散リスクが低く、届出義務のない、または届出がされていない解体等工事への監視も強化する必要がある。</p> <p>②【石綿の飛散防止に係る監視の強化】 届出義務のない、または届出が提出されていない解体等工事への立入検査件数を増加させていく。</p>	
事業者等への意識啓発	V-19	良好な生活環境の確保		市民・事業者への意識啓発により公害の未然防止と更なる生活環境の向上を図る。	・市民 ・事業者	・環境協定の推進 ・環境にやさしい工場見学会開催 ・市民・事業者へのチラシ配布等による近隣公害防止などの意識啓発	計画どおり	31	H20		<p>①【事業者環境行動の促進】 環境協定締結事業者2者による優れた環境行動について「もったいないAWARD」の表彰対象として推薦した(共に特別賞受賞)。また、エコ通勤啓発チラシの作成・配布により、更なる環境行動の実施について促進した。今後も様々な方策により、事業者による環境行動を一層促進していく必要がある。</p> <p>②【更なる事業者環境行動の促進策を検討】 更なる事業者環境行動の促進策を検討するとともに、インセンティブの充実を図り環境協定の新規締結を推進していく。</p>	
ごみ処理施設整備(南清掃センター)	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	12,312	S62		<p>①【中間処理施設の安定稼働と休止に向けた作業】 供用開始から31年が経過し、設備機器が老朽化していることから、今後の焼却施設全体の更新計画や処理体制を見据えながら、計画的・効果的な整備工事を行うことで、施設の安定稼働を確保した。</p> <p>②【施設閉鎖を見据えた計画的な作業の実施】 今年度末の施設閉鎖を見据え、計画的・効果的な修繕工事を実施し、施設の安定稼働の確保を図ると共に、閉鎖に必要な作業を実施していく。</p>	
ごみ処理施設整備(クリーンパーク茂原)	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	445,846	H13		<p>①【中間処理施設の適切な整備】 供用開始から18年が経過し、設備機器の更新時期を迎えていることから、施設の安定稼働を確保するために、効果的な整備工事計画として、長寿命化総合計画を策定した。</p> <p>②【検査・点検等に基づく計画的な整備工事の実施】 平成30年度に実施した精密機能検査や日常点検結果等に基づき、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。</p>	

ごみ処理施設整備(エコパーク板戸)	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	52,288	H16		<p>①【最終処分場の適切な整備】 昨年度に引き続き、県による一般国道408号線改良工事に伴う、放流管布設替整備工事を行い、施設の安定稼働を確保するとともに、埋立完了に向けた、土堰堤の整備を適切に実施した。</p> <p>②【埋立完了を見据えた計画的な作業の実施】 引き続き、埋立完了に向けた土堰堤整備や、放射性物質汚染対処特措法に基づく不透水層の敷設工事等を計画的に実施する。</p>
ごみ処理施設整備(長岡最終処分場)	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	746	H24		<p>①【最終処分場の適切な運営】 浸出水を適正に処理し、公共下水道へ放流する基準に適合した水質を確保した。</p> <p>②【継続的な浸出水の適正処理の実施】 引き続き、浸出水を適正に処理し、公共下水道へ放流する基準に適合した水質を確保する。</p>
ごみ処理施設整備(エコプラセンター下荒針)	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	0	H22		<p>①【中間処理施設の適切な運営】 適正な維持管理を行い、施設の安定稼働を確保した。</p> <p>②【継続的な施設の安定稼働】 引き続き、施設の安定稼働を確保し、資源物の有効利用を推進していく。</p>
し尿処理施設整備	V-19	廃棄物の適正処理の推進		施設の安定稼働	・市民 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 ・施設整備事業の計画的な実施 	計画どおり	0	S57		<p>①【し尿等一体処理に向けた事業の推進】 下水道施設における一体処理事業の工事工程が確定したこと事に伴い、閉鎖時期が令和3年度(予定)になった。</p> <p>②【現有施設の閉鎖に向けた調整】 閉鎖時期に合わせ、現有施設を円滑・安全に閉鎖するための作業マニュアルを元に、具体的なスケジュール等について、今後調整していく。</p>
溶融スラグ有効利用推進事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		資源の循環利用及び最終処分量の削減	事業者	エコスラグの有効利用の促進	計画どおり	0	H21		<p>①【エコスラグの安定供給と有効利用】 エコスラグを安定供給し、アスファルト骨材として、1,000トンを有効利用した。</p> <p>②【継続的なエコスラグの安定供給と将来のあり方検討】 引き続き、エコスラグの安定供給を継続すると共に、今後のエコスラグ活用のあり方を検討していく。</p>

中間処理施設整備推進事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進	戦略事業	中間処理施設の整備	・市民 ・事業者	中間処理施設の計画的な整備	計画どおり	5,382,984	H24	<p>①【計画的かつ円滑な施設整備の推進】 適切な工事管理(工程、品質、環境保全等)に努め、密に事業者と調整を図りながら整備事業を推進した。</p> <p>②【供用開始時期を見据えた着実な事業の推進】 令和2年度の供用開始に向け、引き続き、地域住民との良好な信頼関係を確保しながら、計画的に中間処理施設の整備及び地域振興事業を推進していく。</p>
最終処分場整備推進事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進	戦略事業	最終処分場の整備	・市民 ・事業者	最終処分場の計画的な整備	計画どおり	3,590,688	H24	<p>①【計画的かつ円滑な施設整備の推進】 適切な工事管理(工程、品質、環境保全等)に努め、密に事業者と調整を図りながら整備事業を推進した。</p> <p>②【供用開始時期を見据えた着実な事業の推進】 令和2年度の供用開始に向け、引き続き、地域住民との良好な信頼関係を確保しながら、計画的に最終処分場の整備及び地域振興事業を推進していく。</p>
ごみのないきれいなまちづくり事務事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		市民等と協働したきれいなまちの実現	・市民 ・来訪者	・きれいなまち条例に基づく警告 ・イベント時の周知・啓発	計画どおり	4,014	H20	<p>①【巡回指導や周知啓発による市民理解の促進】 ごみのポイ捨て防止等を啓発するため、中心市街地の「美化推進重点地区」において、指導員による土日を含めた毎日の巡回や指導を行ったほか、劣化している路面標示の計画的な修繕や、イベント、自治会回覧、アプリケーションなどを活用した周知を行った結果、徐々に「きれいなまち条例」の理解が進んでいるところである。</p> <p>②【より効果的・効率的な周知啓発の推進】 今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、より多くの市民へ周知を行うため、新たな周知方法の検討・実施に加え、夜間巡回指導の内容を見直すなど、より効果的・効率的な取組を行っていく。</p>
地域住民による不法投棄監視	V-19	廃棄物の適正処理の推進		住民意識の向上及び地域の良好な環境の確保	各地区のまちづくり組織部会	不法投棄監視活動	計画どおり	389	H15	<p>①【地域の良好な環境の確保】 地域住民が主体となる清掃活動については、要望があった全ての地域に対して、集積した廃棄物を市が回収することで土地の原状回復を支援するとともに、土地の管理に対しては、不法投棄防止用看板や資材(杭、ロープなど)を配付して、不法投棄の未然防止対策を支援することができた。今後もこの活動を継続させ、地域の良好な環境を確保するためには、地域の活動を継続的に支援する必要がある。</p> <p>②【不法投棄監視活動への支援の継続】 地域住民が主体となる不法投棄監視活動を市が継続的に支援することにより、住民意識の向上及び地域の良好な環境を確保していく。</p>
不法投棄監視パトロール	V-19	廃棄物の適正処理の推進		不法投棄の未然防止及び早期発見	不法投棄多発地点を中心とした市内全域	不法投棄監視パトロール	計画どおり	6,675	H11	<p>①【不法投棄の未然防止、早期発見】 嘱託員による平日昼間、民間委託による夜間休日の不法投棄監視パトロールを実施したことから、不法投棄の未然防止につなげることができた。しかしながら、平成30年度の不法投棄の通報件数は年間349件あり、依然としてなくなるから、パトロールを継続的に実施する必要がある。</p> <p>②【監視パトロールの継続】 不法投棄監視パトロールは、地域の現状や要望を踏まえ、不法投棄が増加する地域や時期を重点的に実施しながら、更なる効果的・効率的な不法投棄対策を検討していく。</p>

不法投棄用監視カメラシステム	V-19	廃棄物の適正処理の推進		不法投棄の未然防止	不法投棄多発地点	不法投棄監視カメラ設置	計画どおり	2,605	H14		<p>①【不法投棄多発地点における不法投棄の未然防止】</p> <p>カメラにより不法投棄を監視し、カメラ周辺の不法投棄を抑止することができた。しかしながら、平成30年度の不法投棄の通報件数は年間349件あり、依然としてなくなるから、地域の良好な環境を確保するため、カメラによる監視は継続していく必要がある。</p> <p>②【不法投棄多発地点における不法投棄監視の継続】</p> <p>カメラによる監視は、地域の現状や要望を踏まえ、不法投棄多発地点に配置することで抑止効果を発揮していることから、令和元年度に使用期限が終了するカメラもあるものの、カメラによる監視自体は継続し、他自治体の事例も踏まえながら、効果的・効率的な設置方法や監視方法について検討をしていく。</p>
最終処分場跡地の安全対策	V-19	廃棄物の適正処理の推進		地元住民の安全安心の確保	最終処分場跡地(駒生町)	地下水の水質調査	計画どおり	108	H22		<p>①【周辺住民の安全安心の確保】</p> <p>水質調査を実施し、地下水の調査結果に問題がなかったことから、地元住民の安全安心を確保することができたが、地元住民から安全対策が要望されていることから、地下水等の安全性について継続的に確認する必要がある。</p> <p>②【周辺地下水調査の継続】</p> <p>最終処分場跡地の周辺地下水について、市が定期的に水質を調査し、その結果を周知することにより、地元住民の安全安心の確保に努める。</p>
土砂等適正処理推進事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		土壌の汚染及び災害の発生防止	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	土砂条例許可	計画どおり	135	H12		<p>①【不適正事案の発生防止】</p> <p>条例に基づく、特定事業(土砂等による埋立て等)の許可案件を中心として、定期的なパトロールによる不適正行為の発生防止や、無許可盛土等の不適正事案の早期発見による適切な対応を行うことができた。</p> <p>②【継続的な埋立事業の適正化の推進】</p> <p>今後も、これまでの取組を継続するとともに、引き続き、土壌汚染や土砂の崩落等による災害発生の防止に努める。</p>
廃棄物対策関係機関との連携	V-19	廃棄物の適正処理の推進		課題解決に向けたノウハウの習得	関東甲信越ブロック会議等の関係機関	総会・研修会等参加	計画どおり	321	H8		<p>①【課題解決に向けたノウハウの習得】</p> <p>廃棄物関連の会議等への参加により、関係機関から様々な有益情報を得ることができたが、最新情勢や法令改正に対応するためにも、関係機関との連携を継続的に図り、課題解決に向けたノウハウを習得する必要がある。</p> <p>②【関係機関との継続的な情報収集及び連携強化】</p> <p>廃棄物関連の会議等に参加し、積極的に情報交換を図ることで、近隣自治体や警察等の関係機関と連携強化を図っていく。また、懸案事項の課題を解決するため、国や他自治体の考え方や事例等の情報収集を行う。</p>
中間処理施設・最終処分場・事業所への立入検査	V-19	廃棄物の適正処理の推進		廃棄物の適正処理確保	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	立入検査の実施	計画どおり	83	H8		<p>①【処理業者における適正処理の確保】</p> <p>廃棄物処理業者へ立入検査し、指導、助言したことから、適正処理の確保が図れたが、不適正処理を未然に防止するためには、継続的に立入検査する必要がある。</p> <p>②【処理業者への立入検査の継続】</p> <p>中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所への立入検査を、計画的に実施することで、廃棄物の適正処理を確保していく。</p>

事業系ごみ適正処理推進事業	V-19	廃棄物の適正処理の推進		事業系ごみの適正処理の推進	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理責任者研修会の開催 ・減量等計画書の提出 ・大規模事業所訪問 	計画どおり	4,589	H19	<p>①【事業系一般廃棄物の減量の実現】</p> <p>事業系一般廃棄物の適正処理及び減量化を推進するため、各排出事業者に対する戸別訪問指導や、適正処理に係る周知啓発等を計画的に実施した結果、対前年比485トンの減量を達成した。</p> <p>②【更なる減量化に向けた指導強化】</p> <p>今後は、本市の事業系ごみの総排出量の約6割を占めている大規模事業所の排出量の減量を促進するため、戸別訪問指導の対象事業所数を増やすなど、更なる事業系一般廃棄物の発生抑制や再生利用等による減量化の推進を図っていく。</p>	拡大
食品衛生・感染症対策推進事業	V-19 III-9 III-10	危機に対する体制・都市基盤の強化 食品の安全性の向上 良好な生活環境の確保		食品衛生や感染症対策などに係る事業者に対する技術支援及び市民向け情報発信	・市民、事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け検体取扱研修会の開催 ・市民向け夏休み親子教室、出前講座、科学体験教室の開催 ・ホームページに食品Q&Aを掲載 	計画どおり	15	H27	<p>①【事業者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者や民間検査機関等に対し、検体の適正な取り扱いについて技術支援を行うことにより、資質向上が図られた。 ・市民向けに、夏休み親子教室や出前講座等を開催したほか、平成30年度から新たに、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象に科学体験教室の開催などの取組により、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及が図られた。 <p>②【研修指導及び情報提供の推進】</p> <p>事業者向け技術支援研修会及び市民向けの夏休み親子教室・出前講座等について、より分かりやすい情報を提供するとともに、事業者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。</p>	